

寄贈

積雪地方農村經濟調查所

東北地方凶作に關する史的調査

立憲民政黨
政務調査館

10.12. 7

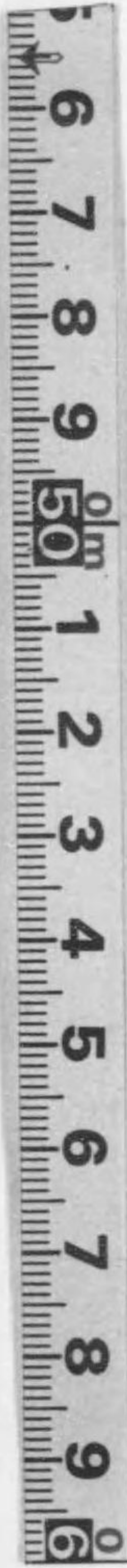
14.2イ-792



1200600853310

積雪地方農村經濟調查所
報告第八號
昭和十年九月

書A
117
8



始





I種
W



1200600853310

序

東北地方に於ける凶作の重要性に鑑み之が史的調査を行ふ爲め、昭和八年秋本所設立と同時に本調査に着手し、爾來所員を東北地方各地に派し實際に史料を渉獵せしめたり。本書は其の結果を取纏めたるものにして、資料散逸し史實の明瞭ならざるものなきに非るも、之等は他日の補正に俟つこととし、取敢へず之れを刊行して報告と爲し、一般の参考に資せんとす。

昭和十年九月

積雪地方農村經濟調査所

目次

第一	緒言	一
第二	凶作飢饉年表	三
第三	凶作飢饉と氣象との關係	四九
	早	四九
	旱	四九
	寡照	五〇
	低温	五〇
	大風(雨)	五〇
	洪水	五〇
	大風洪水	五一
	霖雨	五一
	霖雨洪水	五一
	霖雨洪水早冷	五一
	天候不順	五一
	降雹	五一
	病虫害	五一

(才) 火山爆發又ハ地震……………三
 第四 凶作飢饉の慘狀……………三
 第五 凶作飢饉の影響……………六
 一、社會階級……………六
 諸侯の窮乏化……………六
 武士階級の窮乏化……………七
 庶民階級の窮乏化……………七
 二、社會問題……………七
 食料の空乏……………七
 物價(食料品)の奔騰……………七
 人口減少……………七
 田地の荒廢……………七
 飢民の暴動……………七
 土地兼併と零細農の増加……………七
 疫病の流行……………七
 第六 凶作飢饉の對策……………七

一、武家政治以前……………九
 救恤……………九
 復租……………九
 秩序保持……………九
 二、徳川時代……………九
 (一) 應急對策……………九
 (イ) 祈禱……………九
 (ロ) 食料延引策……………九
 (一) 津留(津止、穀留、穀止)……………九
 (二) 米穀の買入……………九
 (三) 酒、糶、菓子、豆腐、納豆類の制限及禁止……………九
 (四) 粥施用及減食令……………九
 (五) 穀物浪費戒令……………九
 (ハ) 飢民救助……………九
 (一) 御救米、御救小屋(お助け米、お助け小屋)……………九
 (二) 郷倉米の配給及給與……………九

(ニ)	(三)	富豪の救済勸奨	九二
	(一)	米 價 調 節	九二
	(一)	米及食料品の廉賣	九二
	(二)	富豪に對する強制廉賣	九二
	(三)	買 占 取 締	九三
	(四)	米 價 公 定	九三
(ホ)		代用食物及救荒食物の獎勵	九四
	(一)	代 用 食 物	九四
	(二)	救 荒 食 物	九五
(ヘ)		有害食物の注意及救済藥法	九七
	(一)	有害食物の注意	九七
	(二)	救済藥法及飢民救恤法	九七
(ト)		儉 約 令	九九
	(一)	武士階級に對する布令	九九
	(二)	農民及庶民階級への布達	一〇〇
(チ)		貢納省免及借金處理	一〇三

(リ)	(一)	貢 納 の 省 免	一〇一
	(二)	年 賦 償 還	一〇三
	(三)	利子切捨又は借金棒引(棄捐)	一〇四
	販	貨	一〇五
	(一)	夫 食 貨	一〇五
	(二)	種 食 貨	一〇五
	(三)	農 具 貸 與	一〇五
(ヌ)		武士及富豪階級への強制策	一〇六
	(一)	武士階級に對する強制借上	一〇六
	(二)	藩 士 の 淘 汰	一〇七
	(三)	富豪又は百姓よりの借上	一〇七
(ル)		領民引留及人口減少防止	一〇八
	(一)	退 散 者 防 止	一〇八
	(二)	捨子及墮胎禁止	一〇八
(ヲ)		安寧秩序の維持	一〇九
	(一)	浪人乞食等の放逐及入領禁止	一〇九

東北地方凶作に關する史的調査

第一 緒言

東北地方の歴史を概観すれば開拓篇、戦亂篇、凶作飢饉篇、農民騷動篇に四大別するを得べし。即ち悉く農民難澁史たらざるなし。わけても凶作飢饉は屢々繰り返して人口減少と土地荒廢を招來し、産業の開發文化の進展を阻害すること至大なりき。今日東北地方が他の諸地方に比較して諸般の點に頗る懸隔あるは幾多原因の累積なるべきも、凶作飢饉は其の主要原因の一端云ふも過言に非ず。

固より凶作飢饉は東北地方の特殊現象と云ふべからず。然れども東北地方は他の諸地方に比して其の回数と之が程度に於ては遙に凌駕して斷然首位を占む。即ち他地方が平年作なる場合にも凶作たること多く、他地方が凶作たらば大凶作、大凶作たらば餓殍途に横はるの飢饉状態を呈せるは幾多の記録に之を發見し得べし。然るが故に凶作飢饉は東北地方の特殊現象とは云ひ得ざるも、他地方のそれと同視して歴史上輕々に看過する能はざるなり。

果して然らば東北地方に頻々として凶作飢饉を見るは何故なりや。即ち其の原因に關しては一言以て之を斷する能はず。大別すれば自然及人爲の二關係となし得べきも、之を更に細別せんか其の因果關係は極めて廣汎幅輳す。されど北方寒冷地帯に屬して氣象上の惡影響多く、民政及民心も亦農事に關する研磨に缺くる所多かりしは否定し得ざる事實なり。然るに凶作飢饉を何年目かには不可避とするにも拘らず諸般の防除施設に關しては見るべきもの殆ど無く僅かに備荒施設に其の片鱗を窺知し得るのみ。極めて冷淡怠慢なるの嫌を免れず。

全	全	園花後	全	全	全	全	全
2096	2093	2090	2088	2086	2084	2081	2080
享永 八	全 五	享永 二	長正 元	三全 三	三全 一	二全 八	二全 七
辰丙	丑癸	戌庚	申戊	午丙	辰甲	丑辛	子庚
			「飢饉 西村山郡史」		「飢饉のため舉 村往々無人に 至る。西村山郡史」		
			大飢饉、飢民 地頭制する能 はず。東藩史稿			大凶作 「玉造郡史」	大凶作 「玉造郡史」
「會津災異年表」	「會津災異年表」	「會津災異年表」		六月六日、九 月三日洪水。 「會津災異年表」		五月十八日よ り大早飢饉。 「會津災異年表」	
		六月より九月 にかけて数々 洪水。會津災異年表					
		九月十六日大 震害。會津災異年表					
		四月二十日よ り早。七月九 日大地震。會津災異年表					

光稱	全	全	松小後	山龜後	全	全	上村後	天皇名
2079	2072	2066	2053	2039	2023	2012	2006	紀元
二全 六	一全 九	一永應 三	一中元 〇	授天 五	一全 八	一全 七	平正 元	年號
亥己	辰壬	戌丙	酉癸	未己	卯癸	辰壬	戌丙	干支
								山
								形
								秋
								田
								青
								森
								岩
								手
								宮
								城
								福
								島
								備
								考

全	全	院西後	全	全	全	全	明光後
2318	2316	2315	2313	2310	2309	2306	2304
治萬元	全二	曆明元	應承二	全三	安慶二	全三	保正元
戊戌	申丙	未乙	巳癸	寅庚	丑己	戌丙	申甲
	早魃不作。 〔山形縣史〕				東國米穀不熟 〔大日本貨幣史〕	八月米澤大洪水。 〔米澤郷土年表〕	
	七月大風稻に中る、八月又大風。 〔五雜年表〕					八月大風、九月及十月地震	
	凶作、庶民難避す。 〔青森縣史〕						
米穀不熟。 〔南部凶饑史〕						飢饉 〔南部凶饑史〕	
七月大洪水。 〔登米郡史〕		飢饉 〔玉造郡史〕	三月より七月まで早魃。 〔登米郡史〕	七月洪水。 〔登米郡史〕	四月大地震、七月二十六日洪水。 〔登米郡史〕		
		二月七日地震 〔會津災異年表〕	七月四日大雨 〔會津災異年表〕	四月一日降雪 〔會津災異年表〕	四月二十六日大地震、六月十日大風、七月二十七日大雨。 〔會津災異年表〕	福島地方凶作 〔福島縣凶作誌〕	

全	全	全	全	町親正	全	全	成陽後	天皇名
2302	2301	2300	2293	2292	2291	2286	2283	紀元
全一九	全一八	全一七	全一〇	全九	全八	永寛三	和元九	年號
午壬	巳辛	辰庚	酉癸	申壬	未辛	寅丙	亥癸	干支
出羽大凶作。 〔山形縣史〕	八月急寒、出羽凶作。 〔南村山郡史〕							山形
風霜害にて凶作。 〔秋田縣史〕	早冷降雪のため飢饉す。 〔五雜年表〕	九月大風、凶作。 〔五雜年表〕	八月大風。 〔五雜年表〕	六月久保田大洪水。 〔五雜年表〕				秋田
氣候不順のため凶作。 〔青森縣史〕	六月より八月まで霖雨寒冷大凶作。 〔青森縣史〕	春以來不照にて凶作皆無作。 〔青森縣史〕						青森
冷氣續き東北風吹き霖雨早冷。 〔南部叢書〕	霖雨寒冷にて皆無作。 〔南部叢書〕							岩手
飢饉 〔玉造郡史〕	早魃、早寒、飢饉。 〔各郡史〕		八月洪水、十月七日地震。 〔登米郡史〕		四月より八月まで早害。 〔登米郡史〕			宮城
大凶作 〔會津災異年表〕	六月十八日大雨、降雹、旱魃、飢饉。 〔會津年表〕			凶作 〔會津年表〕	霖雨洪水により凶作。 〔會津災異年表〕		凶作 〔會津年表〕	福島

天皇名	院西後	全	元靈	全	全	全
紀元	2319	2320	2325	2321	2326	2327
年號	治萬二	全	全	文寬元	全	全
干支	亥己	子辛	丑壬	巳乙	午丙	未丁
山形						米穀不熟、諸國飢民多し、奧羽甚し。大日本貨幣史
秋田			凶作 「五難年表」			
青森				田畑共不作。 「青森縣史」		
岩手						米穀不熟。 「南部凶饑史」
宮城						早魃にて不作 「各郡史」
福島						二月三十日大地震、七月二日大雨洪水。會津災異年表
備考						

天皇名	院西後	全	元靈	全	全	全	全
紀元	2319	2320	2325	2321	2326	2327	2340
年號	治萬二	全	全	文寬元	全	全	全
干支	亥己	子辛	丑壬	巳乙	午丙	未丁	申庚
山形							六七月寒冷冬の如し諸國飢饉。日本野史
秋田							春諸國大いに飢ゆ。日本野史
青森							凶作、夏季洪水による。五難年表
岩手							散々にて不作 「青森縣史」
宮城							凶作飢饉にて餓死者多し。八戸藩史稿
福島							六月三日、大雨洪水。會津災異年表
備考							

全	全	全	全	全	全	全	全	全
2360	2359	2358	2356	2355	2354	2352	2350	2349
全 一三	全 一二	全 二	全 九	全 八	全 七	全 五	全 三	全 二
辰庚	卯己	寅戊	子丙	亥乙	戌甲	申壬	午庚	巳己
	米澤村山地方 風水害。 「米澤郷土年 表」		村山地方大凶 作。 「西村山郡史」	庄内長雨凶作 「古老覺書」	羽後凶作、大 地震。 「山形縣史」	村山地方寒冷 にて稻青立 「西村山郡史」		
	凶作 「五難年表」			氣候不順にし て凶作。 「古老覺書」	秋田大地震。 「五難年表」	凶作 「古老覺書」	不作 「五難年表」	
	凶作、八戸藩 四分作。 「八戸藩史稿」		氣候不順のた め凶作。 「青森縣史」	霖雨寒冷にて 凶作飢饉。 「青森縣史」	五月大地震、 春以來氣候不 順大凶作。 「青森縣史」	氣候不順寒冷 青立。 「青森縣史」	春以來早天に て作毛宜しか らず。 「八戸藩史稿」	
	氣候不順にて 凶作。 「南部史要」		不作 「南部凶饉史」	霖雨冷害にて 大凶作。 「南部史要」	冷害の爲大凶 作、二分作。 「南部史要」	凶作 「南部凶饉史」		
	凶作、五月洪水 四、五月洪水 凶作。 「各郡史」	北上川洪水凶 作。 「登米郡史」	飢饉 「玉造郡史」			寒冷青立凶作 「各郡史」	大洪水、疫病 大流行。 「登米郡史」	大洪水 「登米郡史」
	八月十五日大 風。 「會津災異年 表」	五月二十六日 大雨洪水。 「會津災異年 表」	六月二十八日 大雨洪水。 「會津災異年 表」					六月霖雨 「會津災異年 表」

全	全	山東	全	全	全	元靈	天皇名
2348	2347	2346	2344	2343	2342	2341	紀元
元 祿	全 四	全 三	享貞 元	全 三	全 二	和天 元	年號
辰戊	卯丁	寅丙	子甲	亥癸	戌壬	酉辛	干支
	村山地方風雨 洪水。 「山形縣史」	庄内凶作。 「古老覺書」	六月最上川洪 水凶作。 「山形縣史」			庄内大減收、 村山地方草根 木皮を食ふ。 「古老覺書」	山形
		凶作 「全上」	六月大洪水 「五難年表」				秋田
	草根本皮採取 のため隨意に 山入を許可す 「八戸藩史稿」	七月十五日洪 水諸川汎濫凶 作となる。 「八戸藩史稿」	凶作 「青森縣史」	近年打續き田 畑劣作、今年 又洪水。 「八戸藩史稿」	十一月十五日 八戸藩強震。 「八戸藩史稿」		青森
凶作 「南部凶饉史」	凶作 「南部凶饉史」				飢饉 「南部凶饉史」		岩手
七八月大風雨 「登米郡史」	六月洪水凶作 「各郡史」	夏洪水、作物 腐す。 「登米郡史」			六月二十四日 より七月三日 まで霖雨洪水 堤防破壊。 「登米郡史」		宮城
	六月十五日風 雨洪水凶作。 「會津災異年 表」		六月三日降霜 「會津災異年 表」	九月一日大地 震。 「會津災異年 表」			福島
							備考

全	全	全	全	全	全	全	全	山東	天皇名
2369	2367	2366	2365	2364	2363	2362	2361	紀元	紀元
全 六	全 四	全 三	全 二	永寶元	全 一六	全 一五	一祿元 四	年號	年號
丑己	亥丁	戌丙	酉乙	申甲	未癸	午壬	巳辛	干支	干支
	村山地方大風 雨洪水、凶作。 〔山形縣史〕		早魃、減收著 し。 〔山形縣史〕	早魃、庄内不 作。 〔古老覺書〕	飢饉、米價騰 貴。 〔北村山郡史〕	氣候不順庄内 凶作。 〔古老覺書〕	八月二十一日 米澤暴風雨洪 水。 〔編年文書〕	山形	山形
			早魃、凶作。 〔五難年表〕	早魃、凶作。 〔五難年表〕		凶作 〔五難年表〕		秋田	秋田
		東風雪照凶作 〔青森縣史〕	春早魃、秋寒 冷凶作。 〔青森縣史〕		前年餘殃強 凶作たり。 〔青森縣史〕	氣候不順凶作 二分作。 〔八戸藩史稿〕	凶作四分作。 〔八戸藩史稿〕	青森	青森
			霖雨凶作。 〔南部凶飢史〕		全	氣候不順冷害 大凶作。 〔南部史要〕	氣候不順冷害 凶作。 〔南部史要〕	岩手	岩手
			早魃凶作。 〔各郡史〕	早魃、不作。 〔登米郡史〕	北上川大洪水 凶作。 〔東藩史稿〕	凶作洪水、疫 病流行。	北上川大洪水 凶作。 〔各郡史〕	宮城	宮城
			霖雨低温、降 雪。 〔各郡史〕	霖雨低温、降 雪。 〔各郡史〕	六月五日、七 月二日大雨洪 水、儉約令な 布達す。 〔會津年表〕	十月二日烈風 大雨。 〔會津災異年 表〕	七月二十一日 大雨洪水。 〔會津災異年 表〕	福島	福島
			早魃、長橋沼 涸れて丘の如 し。 〔登米郡史〕	洪水 〔會津災異年 表〕				備考	備考

全	全	全	全	全	全	全	全	門御中
2380	2379	2377	2376	2374	2373	2372	2371	2370
全 五	全 四	全 二	保享元	全 四	全 三	全 二	德正元	全 七
子庚	亥己	酉丁	申丙	午甲	巳癸	辰壬	卯辛	寅庚
縣下一圓冷害 大凶作。 〔山形縣史〕	村山洪水、 〔西村山郡史〕	八月出羽大風 雨にて凶作。 〔弘賢筆記〕						
十月大雪、晚 稻被害甚大。 〔五難年表〕								
九月早冷早雪 凶作。 〔青森縣史〕	五月以來天候 不順、暴風雨、 七分作。 〔八戸藩史稿〕	八月風雨洪水 七分作。 〔八戸藩史稿〕	霖雨にて凶作 〔青森縣史〕					
				八月九日大風 あり。 〔登米郡史〕	飢饉 〔玉造郡史〕	大地震、早魃。 〔登米郡史〕	大地震。 〔登米郡史〕	
				八月九日大風 あり。 〔會津災異年 表〕		大風水害、凶 作。 〔會津災異年 表〕	四月一日大風 あり。 〔會津災異年 表〕	
		四月一日大地 震。 〔會津災異年 表〕						

天皇名	門御中	全	全	全	全	全	全
紀元	2382	2383	2384	2385	2387	2388	2389
年號	保享七	全	全	全	全	全	全
干支	寅 壬	卯 癸	辰 甲	巳 乙	未 丁	申 戊	酉 己
山形				夏霖雨洪水、最上川氾濫す。 〔西村山郡史〕	村山地方八月大雨のため不作。 〔西村山郡史〕	六月大早、八月大雨のため最上川大洪水。 〔西村山郡史〕	
秋田		六月大洪水田畑損毛甚大。 〔秋田縣史〕	五月大洪水。 〔五雜年表〕	七月八日大風氣候不順、凶作。 〔秋田縣史〕			
青森	六月二十四日より二十九日まで豪雨洪水。 〔八戸藩史稿〕	八月大暴風雨作毛惡し、七分作。 〔青森縣史〕	六月大洪水、七分作。 〔青森縣史〕	氣候不順、早魃、五分作。 〔八戸藩史稿〕	七月二十七日五十年來の大洪水。 〔青森縣史〕		
岩手			霖雨大洪水にて不作。 〔南部史要〕	不作、霖雨、洪水による。 〔南部史要〕	大風雨のため不作。 〔南部凶饑史〕		
宮城		八月大洪水。 〔登米郡史〕	六月大洪水。 〔登米郡史〕	七月大風洪水。 〔各郡史〕	三月洪水。 〔登米郡史〕	七月、八月大洪水。 〔各郡史〕	大洪水、麻疹流行。 〔登米郡史〕
福島	八月二十三日大雨洪水。 〔會津災異年表〕	八月大雨洪水 〔會津災異年表〕	六月六日大風 〔會津災異年表〕			八月十三日、九月三日大雨洪水。 〔會津災異年表〕	五月十六日大風。 〔會津年表〕
備考							

天皇名	門御中	全	全	全	全	全	全
紀元	2391	2392	2393	2395	2396	2397	2398
年號	全	全	全	全	文元	全	全
干支	亥 辛	子 壬	丑 癸	卯 乙	辰 丙	巳 丁	午 戊
山形	六月大早、七月より大洪水落橋及堤防破壊多し。 〔山形縣史〕	大早。ウシカの害あり。 〔山形縣史〕		六月大早。 〔北村山郡史〕		三月より五月並に秋上げ頃霖雨大雨。 〔諸邑留置帳〕	百姓困窮、貢賦七ヶ年間御免。 〔大政秘鑑〕
秋田		虫害。 〔秋田縣史〕					
青森		虫害。 〔青森縣史〕				氣候不順、震々東風吹き、凶作。 〔青森縣史〕	七月十二日強震、九月三日風害、七分作。 〔八戸藩史稿〕
岩手		不作、田畑虫害。 〔南部凶饑史〕	大早魃にて田畑虫害。 〔南部史要〕		凶作。 〔南部凶饑史〕	冷害、凶作、四分作。 〔南部凶饑史〕	
宮城		ウシカの害甚しく、凶作。 〔玉造郡史〕	早魃。 〔登米郡史〕		大地震、疫病流行。 〔各郡史〕	地震。 〔登米郡史〕	
福島	ウシカ發生。飢饉。 〔福島縣凶飢誌〕				六月二十七日八月十八日大雨洪水。 〔會津災異年表〕	凶作。 〔會津年表〕	
備考							

全	全	全	全	全	全	全	園 桃
2415	2414	2413	2412	2411	2410	2409	2408
全 五	全 四	全 三	全 二	曆寶 元	全 三	全 二	延 寛 元
亥 乙	戌 甲	酉 癸	申 壬	未 辛	午 庚	巳 己	辰 戊
霖雨、洪水、早 冷、大凶作。 〔山形縣史〕	早魃、凶作。 〔庄内古老談〕	九月七日大雹 あり、米穀の 損失多大。 〔西村山郡史〕	米澤藩二萬八 千石減收六、 八月の候洪水 による。 〔山形縣史〕			寒冷低溫、米 澤四萬七千石 減收。 〔凶荒錄〕	十月頻年の凶 作にて農民口 戸に愁訴、此 年寒冷。 〔西村山郡史〕
飢饉、十六萬 石の大減收。 〔秋田縣史〕	大凶作。 〔五雜年表〕						不作。 〔五雜年表〕
氣候不順、時 節不相應のこ さばかり。 〔青森縣史〕		大凶作、風雨、 洪水、降霜。 〔八月藩史稿〕			閏六月十ヶ年 以來の大洪水 〔八月藩史稿〕	消雪遅く氣候 寒冷、皆無作。 〔青森縣史〕	
飢饉、皆無作。 〔南部史要〕		凶作。 〔南部凶饉史〕				凶作、氣候不 順、虫害、二 分作。 〔南部史要〕	早害及虫害に て凶作。 〔南部凶饉史〕
霖雨、洪水、低 温、大凶作。 〔各郡史〕		大地震。 〔玉造郡史〕	六、八月大洪 水、降雹。 〔登米郡史〕	六月二十七日 大洪水。 〔登米郡史〕		夏秋の候洪水。 〔東藩史稿〕	七月洪水、八 月旱損。 〔各郡史〕
霖雨、洪水、低 温、大凶作。荒 誌。〔福島縣凶荒 誌〕	夏早魃。 〔會津災異年 表〕		六月三十日大 雨、洪水。 〔會津災異年 表〕	六月三十日大 雨洪水。 〔會津災異年 表〕	六月一日降霜 〔會津災異年 表〕	五月二十五日 大風雨、迅雷。 〔會津災異年 表〕	

全	全	全	全	全	全	町 櫻	天皇名
2407	2406	2405	2404	2402	2401	2400	紀元
全 四	全 三	全 二	享延 元	全 二	保寛 元	文 元 五	年號
卯 丁	寅 丙	丑 乙	子 甲	戌 壬	酉 辛	申 庚	干支
早魃に加ふる に寒照、早冷。 〔北村山郡史〕	七月降霜雪の 如し。 〔東村山郡史〕	五月より土用 まで霖雨、大 凶作、いもち 病あり。 〔東村山郡史〕				早害のため米 穀不熟、途に 銀李の惨あり 鳥海山噴火。 〔山形縣史〕	山 形
凶作。 〔五雜年表〕		陸羽大凶作。 〔凶歳日記〕		八月大風雨類 りなり。 〔秋田縣史〕			秋 田
夏季寒照、洪 水、凶作。 〔青森縣史〕		私前領大洪水 二萬餘石減收 〔青森縣史〕		八分作。 〔津輕凶饉史〕		東風寒冷。 〔津輕凶饉史〕	青 森
				不作。 〔南部凶饉史〕			岩 手
六月風雨、洪 水。 〔東藩史稿〕		大洪水、凶作。 〔各郡史〕		十月九日より 雨雪となり二 尺程積る。 〔登米郡史〕		大旱。 〔東藩史稿〕	宮 城
八月十九日大 風雨洪水七年 間儉約令布達。 〔會津年表〕		凶作。 〔會津年表〕		氣候寒冷、凶 作。 〔會津災異年 表〕			福 島
							備 考

全	全	全	園桃後	全	全	全	全
2433	2432	2431	2430	2427	2426	2425	2424
全 二	永安 元	全 八	全 七	全 四	全 三	全 二	和明 元
巳癸	辰壬	卯辛	寅庚	亥丁	戌丙	酉乙	申甲
旱魃、米深八 萬二千石減收 〔山形縣史〕	村山地方虫害 〔北村山郡史〕	大旱、米澤六 萬三千石減收 〔山形縣史〕	大旱、米澤五 萬三千石減收 〔山形縣史〕	旱魃、不作。 〔山形縣史〕	旱魃、 庄内二萬五千 石減收。 〔古老覺書〕		
凶作。 〔五羅年表〕				凶作。 〔古老覺書〕			
夏中旱魃、十 一萬五千石減 收。〔津輕凶歉史〕	霖雨冷氣低溫 青立、五分作。 〔八戸藩史稿〕			氣候不順、夏 中東風吹き寒 し、凶作。 〔青森縣史〕	四月より七月 まで旱魃八月 風雨、六分作。 〔八戸藩史稿〕	三月下旬より 七月下旬まで 旱魃、八月大 風雨、三分作。 〔八戸藩史稿〕	
凶作、大雨、 虫害による。 〔南部史要〕	霖雨、北風低 温、洪水。 〔南部史要〕			五、六月旱魃、 七月霖雨低溫 八月虫害。 〔南部凶饑史〕	不作、六月旱、 七月八月大風 雨。〔南部史要〕		
六月大旱魃、 凶作。〔登米郡史〕	五月三日大地 震、洪水。 〔登米郡史〕	大旱。 〔東藩史稿〕	大旱、凶作。 〔東藩史稿〕	地震、降雹、 寒冷。〔各郡史〕	旱魃。 〔登米郡史〕	六月旱魃。 〔登米郡史〕	
飢饉。 〔會津年表〕	八月二日大雨 洪水、六百余 町歩を浸す。 〔會津年表〕	夏早寒、凶作 さなる。 〔會津年表〕		五月二日洪水 九月卅日地震 〔會津災異年 表〕	六月二十七日 大雨、洪水。 〔會津災異年 表〕		

全	全	全	全	全	全	園桃	天皇名
2423	2422	2421	2419	2418	2417	2416	紀元
全 一三	全 一二	全 一一	全 九	全 八	全 七	寶 六	年號
未癸	午壬	巳辛	卯己	寅戊	丑丁	子丙	千支
夏大雨、庄内 凶作。〔古老覺書〕		大風、米澤藩 收。一萬八千石減 收。〔山形縣史〕			大洪水、五分 作。〔古老覺書〕	霖雨、早冷、 大凶作。〔山形縣史〕	山形
						凶作。 〔古老覺書〕	秋田
夏風雨、洪水。 〔八戸藩史稿〕			九月近年にな き大洪水。 〔八戸藩史稿〕		寒冷、霖雨、五 分作。〔青森縣史〕		青森
冷害、凶作、 三分作。〔南部史要〕	冷害、凶作、 五分作。〔南部史要〕				寒冷、霖雨、 大凶作。〔南部史要〕	凶作。 〔南部凶饑史〕	岩手
夏秋大洪水、 凶作さなる。 〔東藩史稿〕	大洪水、田畑 五千町歩流失。 〔登米郡史〕	旱魃 〔登米郡史〕	飢饉。 〔登米郡史〕		飢饉。 〔玉造郡史〕	秋作まで皆無 作。〔登米郡史〕	宮城
洪水。九月三日大雨 〔會津災異年 表〕	四月十二日地 震十五日まで 連續、八月十 五日大ゆ地震。 〔會津災異年 表〕		閏七月五日大 雨、洪水。〔會津災異年 表〕		六月二十四日 より八月六日 まで降雨なし 越後より農民 を移す。〔會津年表〕	飢饉。 〔福島縣凶荒 誌〕	福島
						飢饉。 〔福島縣凶荒 誌〕	備考

全	全	全	全	全	全	全	全
2448	2447	2446	2445	2444	2443	2442	2441
全八	全七	全六	全五	全四	全三	全二	明天元
申戊	未丁	午丙	巳乙	辰甲	卯癸	寅壬	丑辛
	大飢饉にて米騒動勃發。 〔西村山郡史〕	春霖雨、米穀不作、農民亂暴。 〔山形縣史〕	旱魃後多雨。 〔山形縣史〕	凶荒の餘疫病流行、死者夥し、大洪水。 〔山形縣史〕	霖雨、洪水、寒冷、大凶作。 〔山形縣史〕		九月以來米穀不熟、穀價騰貴、細民難避。 〔山形縣史〕
				凶作。 〔秋田縣史〕	凶作。 〔五羅年表〕		
		霖雨、大洪水。 〔八戸藩史稿〕		前年の餘決強く凶作、二分作。 〔津輕凶歉史〕	雪薄けれ、消ぬ方遅く、氣候大不順。 〔津輕凶歉史〕	積雪一丈七尺、土用の頃まで消えず、六分作。 〔津輕凶歉史〕	
大風雨、五分作。 〔南部史要〕	霖雨大洪水にて飢饉。 〔南部史要〕	霖雨、低溫、大風雨、三分作。 〔南部史要〕	霖雨、低溫、大風雨、飢饉。 〔南部史要〕	霖雨、低溫、大風雨、飢饉。 〔南部史要〕	霖雨、早冷、大洪水。 〔南部史要〕	七八月頃辰巳風、五分作。 〔南部史要〕	不作。 〔南部凶饉史〕
五月より七月まで霖雨洪水、疫病大流行。 〔登米郡史〕	霖雨大洪水、大凶作。 〔各郡史〕	霖雨、低溫、大風雨。 〔東藩史稿〕	霖雨、低溫、凶作。 〔各郡史〕	飢饉、疫病大流行。 〔各郡史〕	氣候不順、霖雨、低溫、大凶作。 〔東藩史稿〕	七八月降雨、凶作。 〔登米郡史〕	水害、不作。 〔登米郡史〕
		霖雨、洪水。 〔會津年表〕	霖雨、洪水、表。 〔會津災異年表〕	飢饉。 〔會津年表〕	氣候不順、霖雨、低溫、大凶作。 〔福島縣凶荒誌〕		大雨、洪水。 〔會津災異年表〕

格光	全	全	全	全	全	園桃後	天皇名
2440	2439	2438	2437	2436	2435	2434	紀元
全九	全八	全七	全六	全五	全四	永安三	年號
子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	干支
凶作。 〔山形縣史〕			六月及七月大風雨、最上川大洪水。 〔西村山郡史〕	九月大風雨。 〔古老覺書〕	夏大洪水。 〔古老覺書〕		山形
							秋田
七月五日津輕洪水。 〔青森縣史〕	初夏より天候不順、六分作。 〔八戸藩史稿〕	氣候不順、四分作。 〔八戸藩史稿〕		冷氣甚しく上用に入るも、快晴の日なし、十二萬石減。 〔津輕凶歉史〕	大洪水。 〔青森縣史〕		青森
	洪水、霖雨、七分作。 〔南部史要〕	霖雨、大洪水。 〔南部史要〕	霖雨、洪水、凶作、五分作。 〔南部史要〕	霖雨、洪水、低溫、三分作。 〔南部史要〕		冷害凶作、四分作。 〔南部史要〕	岩手
春より夏にかけて大洪水。 〔東藩史稿〕	大雨、洪水。 〔登米郡史〕	無雨。 〔各郡史〕	五月より無雨、六月、七月の候雨降り續く、疫病流行。 〔各郡史〕	大洪水、夏季甚冷、山間部青立。 〔各郡史〕	氣候不順、當春強寒、作物不良。 〔登米郡史〕	夏季陰冷、凶作。 〔各郡史〕	宮城
米穀不熟、百姓困窮。 〔會津年表〕				六月二十三日大風雨。 〔會津災異年表〕	八月十五日大風雨。 〔會津災異年表〕	六月霖雨。 〔會津災異年表〕	福島
							備考

全	全	全	全	全	全	全	全	全
2469	2468	2467	2465	2464	2463	2462	2461	2459
全 六	全 五	全 四	全 二	文 元	全 三	全 二	和 元	全 一
巳 己	辰 戊	卯 丁	丑 乙	子 甲	亥 癸	戌 壬	酉 辛	午 己
村山地方洪水 寒冷。 〔東村山郡史〕	六月降霰米深 領田畑損耗。 〔山形縣史〕		大旱。米澤藩 違作。 〔凶荒錄〕	大地震、庄内 七萬餘石減收 〔古老覺書〕			大凶作、米騰、 暴民蜂起。 〔東村山郡史〕	
								洪水、凶作、 六分作。 〔青森縣史〕
							洪水、凶作。 〔南部史要〕	
旱魃、凶作。 〔各郡史〕		九月十六、七 日大風雨にて 稻散亂。 〔各郡史〕	凶作。 〔登米郡史〕		凶作、疫病流 行。 〔登米郡史〕	七月大洪水、 農作物損傷。 〔登米郡史〕	大風、不作。 〔登米郡史〕	
洪水、早冷、 凶作。 〔會津年表〕		九月十七日大 風。 〔會津災異年 表〕					凶作。 〔會津年表〕	

全	全	全	全	全	全	全	格光	天皇名
2458	2456	2455	2454	2453	2452	2451	2449	紀元
全 一〇	全 八	全 七	全 六	全 五	全 四	全 三	政 元	年 號
巳 戊	辰 丙	卯 乙	寅 甲	丑 癸	子 壬	亥 辛	酉 己	干 支
		八月大旱、村 山地方凶作。 〔西村山郡史〕	藏王山噴火、 八分作。 〔西村山郡史〕	村山地方春夏 霖雨、寒冷。 〔東村山郡史〕		九月風雨、村 山地方洪水多 し。 〔西村山郡史〕		山 形
						九月風雨洪水 〔五難年表〕		秋 田
		大凶作にて死 者流亡多し。 〔津輕凶歉史〕		春夏の候霖雨。 〔青森縣史〕			雪厚難消陽氣 寒し、氣候不 順。 〔津輕凶歉史〕	青 森
洪水、凶作。 〔南部史要〕	霖雨洪水、風 害、凶作。 〔南部史要〕	低溫、霖雨洪 水、大凶作。 〔南部史要〕		凶作、五分作。 〔南部凶鐘史〕		凶作、六分作。 〔南部史要〕		岩 手
		春旱魃、夏 照。 〔各郡史〕	夏大早、大地 震、不作。 〔登米郡史〕	大地震、大洪 水。 〔登米郡史〕	八月洪水、五 月より秋まで 寡雨早天。 〔登米郡史〕	六月より七月 より霖雨大洪 水、地震。 〔各郡史〕	大早、五分作。 〔玉造郡史〕	宮 城
		六月四日洪水。 〔會津災異年 表〕		凶作。 〔會津年表〕	凶作。 〔會津年表〕	八月大風。 〔會津年表〕		福 島
								備 考

天皇名	紀元	年號	千支	山形	秋田	青森	岩手	宮城	福島	備考
光格	2470	文化七	庚午	庄内地方不作。 「古老覺書」	八月大地震後 霖雨續、凶作。 「五難年表」	八月末より九月にかけて洪水。 「青森縣史」		七月洪水、凶作。 「登米郡史」		
全	2472	全九	壬申	八月大雨、最上川大逆水、田畑冠水。 「北村山郡史」		九月二十五日大洪水。 「八戸藩史稿」	半作。 「南部史要」	七月より九月まで降り續く霖雨低温。 「各郡史」		
全	2473	全一〇	癸酉	大旱後霖雨續き凶作。 「山形縣史」	凶作。 「秋田縣史」	七月十二日大風、稻花眞最中。 「青森縣史」	霖雨、早冷、大凶作、二分作。 「南部史要」	五月十一日大雪、米穀不熟。 「福島縣凶荒誌」		
全	2474	全一一	甲戌				凶作。 「南部史要」			
全	2475	全一二	乙亥				霖雨、早冷、凶作、米騒動。 「南部史要」			
全	2476	全一三	丙子	旱損、虫害、楯岡村愁訴。 「北村山郡史」	凶作。 「五難年表」					
孝仁	2477	全一四	丁丑				凶作。 「南部史要」			
全	2480	政文三	庚辰					霖雨洪水。 「登米郡史」	六月五日大風雨、洪水。 「會津年表」	

天皇名	紀元	年號	千支	山形	秋田	青森	岩手	宮城	福島	備考
光格	2470	文化七	庚午	庄内地方不作。 「古老覺書」	八月大地震後 霖雨續、凶作。 「五難年表」	八月末より九月にかけて洪水。 「青森縣史」		七月洪水、凶作。 「登米郡史」		
全	2484	全七	甲申	七月大雨、洪水、堤防破壊。 「東村山郡史」			半作。 「南部史要」		閏八月十四日大雨。 「會津災異年表」	
全	2485	全八	乙酉	霖雨、早冷、庄内大減收。 「古老覺書」			霖雨、低温、田畑青立。 「各郡史」		凶作、米價奔騰。 「會津年表」	
全	2488	全一一	戊子	二月以來天候不順により凶作。 「山形縣史」			凶作。 「南部史要」			
全	2489	全一二	己丑					六、七月霖雨立。低温、田畑青立。 「登米郡史」	五月二十七日大雨洪水。 「會津年表」	
全	2490	天保元	庚寅	米澤藩洪水及虫害にて六萬五千石減收。 「山形縣史」			夏中霖雨、寒中酷寒、凶作。 「各郡史」		五月二十七日大雨、洪水。 「會津災異年表」	
全	2491	全二	辛卯	八月十三日冷氣、庄内洪水、大減收。 「古老覺書」						
全	2492	全三	壬辰	春早魃、田植時より霖雨止まず。 「山形縣史」			早冷、凶作、三分作。 「南部史要」	三月十七日廿三日降雪、田植おくる。八月大旱、大風。 「各郡史」		
全	2493	全四	癸巳	霖雨、寒冷、洪水、大凶作。 「山形縣史」	飢饉。 「五難年表」	氣候不順、大風、水害、皆無作。 「青森縣史」	凶作、早冷、皆無作。 「南部史要」	霖雨、低温、早冷。 「各郡史」	穀物不熟。 「會津年表」	

全	全	全	明孝	全	全	全	全
2509	2508	2507	2506	2505	2504	2503	2502
全 二	永嘉 元	全 四	全 三	全 二	弘化 元	全 一四	全 一三
酉己	申戊	未丁	午丙	巳乙	辰甲	卯癸	寅壬
〔西村山郡史〕 春五十日旱損	〔山形縣史〕 旱損、米澤惡作	〔山形縣史〕 五月出羽庄内、雪解水氾濫、田畑流さる。					
					〔青森縣史〕 七月八日大洪水		
〔南部史要〕 不作。		〔南部史要〕 半作。			〔八戸藩史稿〕 南部藩凶作。		
〔登米郡史〕 洪水、早冷。	〔登米郡史〕 三十年來なき旱損。	〔登米郡史〕 暴風水害。	〔登米郡史〕 六月始より七月末まで霖雨洪水。	〔刈田郡史〕 大洪水。	〔登米郡史〕 田植時に甚冷	〔東藩史稿〕 不作。	氣候不順、十二月二十二日大雪三尺。〔登米郡史〕
			〔會津災異年表〕 六月二十八日大雨、洪水。		〔會津災異年表〕 春寒低溫。	〔會津災異年表〕 閏九月二日大雨洪水。	

全	全	全	全	全	全	孝仁	天皇名
2501	2499	2498	2497	2496	2495	2494	紀元
全 一二	全 一〇	全 九	全 八	全 七	全 六	天保 五	年號
丑辛	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙	午甲	干支
〔山形縣史〕 八、九月霖雨、縣下一圓惡作。		〔山形縣史〕 米澤藩九萬五千石減收。	〔山形縣史〕 大減收、米騒動。	〔北村山郡史〕 寒冷、霖雨、青立。	〔古老覺書〕 霖雨、寒冷、青立、蝗害。	〔山形縣史〕 並作さしては年餘、餓饉。	山形
							秋田
〔青森縣史〕 夏洪水、七分作。	〔青森縣史〕 寒冷、低溫、六月七月風雪四分作。	〔青森縣史〕 氣候不順、大凶作、三分作。	〔青森縣史〕 氣候不順、三分作。	〔青森縣史〕 霖雨、寒冷。	〔青森縣史〕 天候不順にて凶作。		青森
	〔南部史要〕 冷害、凶作、四分作。	〔南部史要〕 霖雨、早冷、皆無作。	〔南部史要〕 早冷、凶作、疫病流行。	〔南部史要〕 霖雨、早冷、降霜、大風雨、皆無作。	〔南部史要〕 霖雨、早冷、降霜、四分作。		岩手
〔登米郡史〕 七月十五日より八月十五日まで霖雨。	〔登米郡史〕 三月二十五日地震、六月三日洪水。	〔各郡史〕 霖雨、早冷、山間部青立。	〔各郡史〕 早冷、凶作。	〔各郡史〕 霖雨、低溫、大凶作。	〔各郡史〕 霖雨、早冷、降雪、地震。		宮城
				〔會津年表〕 飢饉。		〔會津年表〕 飢饉。	福島
							備考

全	全	全	全	全	全	全	全
2525	2524	2523	2522	2521	2520	2519	2518
應慶元	全四	全三	全二	久文元	延萬元	全六	全五
丑乙	子甲	亥癸	戌壬	酉辛	申庚	未己	午戊
五月以來旱魃八分作。〔谷地町史〕				米價騰貴、庶民困窮。〔山形縣史〕	七月十日暴風雨、秋風水害凶作。〔山形縣史〕	四月暴風、降雹、田畑損毛。〔西村山郡史〕	
					半作。〔南部史要〕		
水害。〔登米郡史〕	八月大雨洪水。〔登米郡史〕	不作、五月雨乞、夏季風雨。〔登米郡史〕		十一月洪水。〔登米郡史〕	十月洪水。〔登米郡史〕		水害、コレヲ流行。〔登米郡史〕
春季洪水。〔會津災異年表〕		五月十一日大水。〔會津災異年表〕	四月十五日大霜。〔會津災異年表〕		五月十一日大風。〔會津災異年表〕	七月二十五日、八月三日大雨洪水、九月コレヲ流行。〔會津災異年表〕	六月二十七日大雨洪水。〔會津災異年表〕

全	全	全	全	全	全	全	明孝	天皇名
2517	2516	2515	2514	2513	2512	2511	2510	紀元
全四	全三	全二	政安元	全六	全五	全四	永嘉三	年號
巳丁	辰丙	卯乙	寅甲	丑癸	子壬	亥辛	戌庚	干支
	野鼠農作物を食ひ荒す。〔北村山郡史〕		七月大雨洪水。〔西村山郡史〕	四月より九月まで大旱、秋收皆無。〔東根郷土史〕	田畑七分作。〔西村山郡史〕		八月洪水、十月農民騒動。〔谷地町史〕	山形
	凶作。〔五難年表〕							秋田
	七月二十三日強震海瀧。〔八戸藩史稿〕							青森
						不作、旱魃。〔南部凶備史〕	不作。〔南部史要〕	岩手
春夏の候より氣候不定寒冷山間青立つ。〔各郡史〕	地震、旱魃。〔登米郡史〕	地震、凶作。〔登米郡史〕	洪水。〔登米郡史〕	大旱魃。〔刈田郡史〕	旱魃、不作。〔登米郡史〕		出穂期に大風被害、いもち病發生、九月中旬大洪水。〔各郡史〕	宮城
	六月十九日、八月二十五日大風雨洪水。〔會津災異年表〕	六月十九日大風雨洪水。〔會津災異年表〕	閏七月七日大雨洪水。〔會津災異年表〕	六月大旱。〔會津災異年表〕	六月廿七日大雨洪水。〔會津災異年表〕		七月十九日大雨洪水。〔會津災異年表〕	福島
								備考

全	全	全	全	全	全	全	全
2546	2545	2544	2542	2540	2539	2538	2537
一九	一八	一七	一五	一三	一二	一一	一〇
戊丙	酉乙	申甲	午壬	申庚	卯己	寅戊	丑丁
	風水害。	風水害。			洪水、不作。		
			大風洪水。 〔秋田縣史〕				洪水、大旱、 虫害。 〔秋田縣史〕
風水害、虫害。 〔青森縣史〕		風水害。 〔青森縣史〕					
		風水害、虫害。				洪水、虫害。 〔南部史要〕	
				洪水、虫害。 〔登米郡史〕	洪水。		
七月大旱、八月四日大風雨。 〔福島縣凶荒誌〕					七月十一、十二、十三日大雨洪水。 〔會津災異年表〕	七月十四日水。八月一日、七日大雨洪水。 〔會津災異年表〕	七月五日、三十日大風雨。 〔會津災異年表〕

全	全	全	全	全	全	治明	明孝	天皇名
2536	2535	2534	2533	2530	2529	2528	2526	紀元
九	八	七	六	三	二	治明元	應慶二	年號
子丙	亥乙	戌甲	酉癸	午庚	巳己	辰戊	寅丙	干支
	七月大雨、最上川洪水、不作。 〔古老覺書〕				氣候不順、大凶作。 〔古老覺書〕		五月以來霖雨。九月大雨洪水。 〔山形縣史〕	山形
大旱、洪水、凶作。 〔秋田縣史〕							凶作。 〔五難年表〕	秋田
大旱、洪水。		九月廿五日暴風雨。其後も屢々あり。 〔青森縣史〕	大旱、洪水、大凶作。 〔青森縣史〕		天候不瓦、大凶作。 〔青森縣史〕		氣候不順、暴風。 〔青森縣史〕	青森
			旱魃、凶作。 〔南部史要〕				氣候不順、早冷凶作。 〔南部史要〕	岩手
	洪水。 〔各郡史〕			飢饉。 〔登米郡史〕	氣候不順、淫雨低溫。 〔各郡史〕		春寒、土用中寒冷。 〔各郡史〕	宮城
八月旱魃。 〔會津災異年表〕	七月三日十一日大雨洪水。 〔福島縣凶荒誌〕	八月二十日暴風降雹、二十一日大風。 〔福島縣凶荒誌〕		九月十八日大風。 〔會津年表〕	七月十三日大雨洪水、大凶作。 〔會津年表〕	七月七日大風洪水。八月六日大雨。 〔會津災異年表〕	六月二十二日大雨洪水。八月三十日大風。 〔會津災異年表〕	福島
								備考

全	全	全	全	全	全	全	全	全
2564	2563	2562	2560	2559	2558	2557	2556	2555
三七全	三六全	三五全	三三全	三二全	三一全	三〇全	二九全	二八全
辰甲	卯癸	寅壬	子庚	亥己	戌戊	酉丁	申丙	未乙
		一反當 一石一斗九升。			一反當 一石四斗八升。	一反當 一石一斗。		
	一反當 一石三斗六升。	九全 九斗九升。	一反當 一石二斗五升。	九全 九斗八升。	一全 一石二斗六升。	八全 八斗九升。	一全 一石三升。	一全 一石三斗。
	一全 一石三斗八升。	六全 六斗二升。	一全 一石二斗四升。	一全 一石三斗六升。	一全 一石三斗三升。	一全 一石一斗六升。		
一反當 一石三斗三升。	一全 一石一斗八升。	四全 四斗五升。	一全 一石一斗四升。	一全 一石九升。	一全 一石一斗三升。	八全 八斗二升。	一全 一石一升。	一全 一石一斗。
		七全 七斗三升。		一全 一石三斗三升。		一全 一石一斗。		
		八全 八斗四升。		一全 一石二斗九升。		一全 一石一斗。	一全 一石三斗。	
二山形 二石四升	一山形 一石七斗 五升。		一山形 一石七斗 八升。		福島 一石五斗 三升。		宮城 一石四斗 六升。	宮城 一石六斗 二升。

全	全	全	全	全	全	全	治明	天皇名
2554	2553	2552	2551	2550	2549	2548	2547	紀元
二七全	二六全	二五全	二四全	二三全	二二全	二一全	二〇治明	年號
午甲	巳癸	辰壬	卯辛	寅庚	丑己	子丁	亥丁	干支
	一反當 一石四斗。		一反當 一石三斗三升。	一反當 一石五斗八升。	風水害 反當一石四斗。	風水害、凶作。		山形
一全 一石三斗。	九全 九斗八升。	一全 一石二升七合。	九全 九斗六升。	一全 一石二斗三升。	風水害 全一石一斗。	風水害、凶作。	風水害、虫害。	秋田
	九全 九斗七升。		一全 一石八升。		風水害 全一石九升。	風水害、凶作。	風水害、虫害。	青森
一全 一石一斗。	一全 一石六升。	一全 一石一升。	一全 一石五升。	一全 一石五升。	風水害 全八斗二升。	風水害、凶作。		岩手
				一全 一石二斗四升。	風水害 全一石三升。	風水害、凶作。		宮城
				一全 一石三斗五升。	六月霖雨、九月二十二日大風洪水。 全一石二斗。	風水害、凶作。		福島
宮城 一石六斗 四升。	宮城 一石五斗 八升。	宮城 一石六斗 五升。	宮城 一石六升			七月十五日 磐梯山噴火 十月七日大 風雨。		備考

	全	上今	全	全
	2592	2591	2581	2577
	全 七	和昭 六	一全 〇	全 六
	酉 癸	申 壬	酉 辛	己 丁
	一反當 一石七斗。	一反當 一石六斗。		一反當 一石四斗。
	一全 一石五斗。	九全 九斗七升。		
		一全 一石六斗。		
			一反當 一石五斗。	
	二石 二升。一斗	九一山形 升石九斗	一二岩手 升石一斗	四二宮城 升石一斗

	全	正大	全	全	全	全	全	治明	天皇名
	2573	2572	2571	2570	2568	2567	2566	2565	紀元
	全 二	正大 元	四全 四	四全 三	四全 一	四全 〇	三全 九	三治明 八	年號
	丑 癸	子 壬	亥 辛	戌 庚	申 戊	未 丁	午 丙	巳 乙	干支
	一反當 一石五斗七升。							一反當 一石二斗三升。	山形
	一全 一石六升。		一反當 一石三斗五升。					一全 一石一升。	秋田
	三全 三斗。						八反當 八斗。	九全 九斗六升。	青森
	九全 九斗一升。	一反當 一石三斗四升。		一反當 一石二斗六升。			一全 一斗一升。	三全 三斗八升。	岩手
	七全 七斗四升。	一全 一石三斗七升。		七全 七斗三升。	一反當 一石二斗三升。	一反當 一石二斗二升。	九全 九斗九升。	一全 一斗七升。	宮城
	七全 七斗七升。	一全 一石三斗三升。		一全 一石二斗七升。	一全 一石二斗五升。	一全 一石三斗八升。	一全 一石一升。	三全 三斗五升。	福島
		一山形 一石八斗。	三青森 一石六斗	二山形 二石一斗	五山形 五升。八斗	八山形 八升。八斗	八山形 八升。六斗		備考

第三 凶作飢饉と氣象との關係

凶作飢饉の原因は自然現象にのみ局限さるべきに非ず。固より人為的關係にも至大なるものあるを否定し得ざるなり。然れ共東北地方に關する限りに於ては最も大なる原因として氣象を擧ぐるに何人も躊躇せざるべきを信ず。然り而して東北地方の農作物と氣象とは密接微妙なる關係を有し、氣象の些少なる變動は直ちに農作物に影響すること他地方の比に非ず。

然るに農民の氣象に關する知識は頗る貧弱にして之が記載の如きも極めて曖昧なり。偶々篤農家などは多年の細密なる経験より自家獨得の氣象豫知法と農作物の栽培を研究せる者もあれどそは甚だ稀にして一般農家は無關心に近き状態なり。而して多くの凶作飢饉記録を見るも氣象に關する詳細なる記述は殆ど發見に苦むなり。

然れ共古來東北地方には「早魃に不作なし」との俚言あり。又早冷による青立の被害が最も多大なりしかば「晚稻植付禁止令」は各藩の再々通達する所なりき。果して然らば多年の經驗上早魃には差程凶作を懸念せざるも早寒早冷の襲來には極度に畏怖を感じたること明白なり。斯は北方農業の通有性とも云ひ得べく、收穫期に霖雨冷温ならんか結實爲に悪しく順調なる發育も忽ち水泡に歸するに至る。

前節に掲げたる凶作飢饉年表に依り其の明白なるものに付き原因別に整理すれば即ち次の如し。

(1) 早 魃

不 作	山 形 秋 田 青 森 岩 手 宮 城 福 島 計
一七 _回	
二 _回	
四 _回	
三 _回	
一五 _回	
四 _回	
三五 _回	

(子) 霖雨洪水早冷

凶作	不作	山形秋田青森岩手宮城福島計
六	〇	
六	〇	
五	〇	
九	〇	
九	〇	
六	〇	
四一	〇	

(ト) 霖雨洪水

凶作	不作	山形秋田青森岩手宮城福島計
八	五	
八	二	
一二	〇	
一二	〇	
一二	〇	
八	二	
五八	九	

(ハ) 霖雨

凶作	不作	山形秋田青森岩手宮城福島計
八	八	
一二	八	
一二	七	
一二	〇	
一〇	三	
一一	五	
六五	四一	

(ホ) 大風洪水

(ニ) 洪水

凶作	不作	山形秋田青森岩手宮城福島計
二	二三	
三	一四	
六	一七	
一三	八	
九	二〇	
八	二三	
四四	一〇三	

(ハ) 大風(雨)

凶作	不作	山形秋田青森岩手宮城福島計
〇	三	
一	五	
一	一	
一	一	
二	五	
二	一二	
七	二七	

(ロ) 寒照低温

凶作	不作	山形秋田青森岩手宮城福島計
四	四	
三	二	
六	一	
一〇	〇	
五	二	
三	二	
三一	一一	

凶作	四	七	三	三	七	二	二六
----	---	---	---	---	---	---	----

(リ) 天候不順

大凶作	凶作	不 作	山 形 秋 田 青 森 岩 手 宮 城 福 島 計
八	五	〇	
八	六	〇	
一一	四	〇	
一三	五	〇	
一〇	四	〇	
一〇	四	〇	
六〇	二八	〇	

(ヌ) 降電

大凶作	凶作	不 作	山 形 秋 田 青 森 岩 手 宮 城 福 島 計
〇	一〇	一	
〇	一〇	〇	
一	一三	〇	
二	一六	〇	
一	一一	〇	
一	七	〇	
五	六七	一	

(ル) 病虫害

不 作	山 形 秋 田 青 森 岩 手 宮 城 福 島 計
一	
〇	
〇	
〇	
一	
〇	
二	

(オ) 火山爆發又は地震

凶 作	不 作	山 形 秋 田 青 森 岩 手 宮 城 福 島 計
一	二	
一	二	
一	一	
五	二	
一	一	
一	〇	
一〇	八	

火山爆發又は地震が單獨に、而も直接原因をなして凶作飢饉を招來せる事は史實に徴し難けれ共、早害或は暴風、洪水等と相伴ひ、又は其等を誘起して間接原因をなしたりと認め得べき場合を擧ぐれば、

凶 作	不 作	山 形 秋 田 青 森 岩 手 宮 城 福 島 計
三	三	
二	二	
二	一	
一	二	
三	六	
三	五	
一四	一九	

次に時代順に些か各縣の状態を記すべし。
元和元年の大凶作

〔青森縣〕 四月十七日大風雨にて苗消へ其上東風吹續候故一向生立不申此分に候はゞ苗不足可致人々申候七月上旬天候能く東風も止み暖に相成稻も少々直り候間心休居候扱て々々無心元候米直段一升二合に相成申候段々上り候八月十五日大方稻出穂に成候處十四日の朝少々雪降り十六日大雪にて十七日天氣上り候間眞ッ黒に成り國中稻不殘捨り大飢饉に相成申候（津輕凶歉記録）

「岩手縣」春より霖雨にして夏至つて寒く秋に至りて穀稔らず。(南部史要)

寛永十七年の凶作

「青森縣」松前上國津波打るさんの嶽焼出六月十三日より同十六日まで松前の地如暗晝も燈を用え其燒炭當地は不及言越後路迄灰降當地も三日の内日光を失ふ灰に交て六七寸の毛降同十四日より當地大地震、晝夜二十度程岩木山鳴動六月十五日より灰降國中三日の内灰三寸降(津輕一統誌)。春中より薄照にて作躰不宜(津輕凶歉記録)

元祿五年凶作

「青森縣」今年四月旱魃、五月十五日より二十日迄大雨にて寒く、六月十五日より東風吹續き雨天にて暑氣薄く七月三日朝水霜降手足こゝへ七月二十二日、二十八日又々水霜降稻實入無之青立にて及飢饉候(津輕凶歉記録)

元祿七年凶作

「青森縣」今年春立より寒く雪消候得共草立生立遅く五月初頃蒔物漸く二葉に相成五月二十日頃田植に相成五月二十七日大地震田畑荒地も多く候(津輕凶歉記録)

元祿八年大凶作

「青森縣」今年春立より秋の末迄宵の明星見へず毎日東風吹二月二十日迄田畦見へず下在は三月十日頃雪船引候由雪折々降て四月十日種蒔同月田打櫻の花咲く五月朔日頃より田植同七日より二十五日まで隔日雨ふり同二十六日洪水にて水浸田數千町餘有之同二十八日迄田植仕廻申候新田は六月十日迄植仕廻申候由尤苗不足にて植付兼候田地四百町歩餘有之六月朔日よりばらの花梅の花開き天候能く稻生立候同九日土用に候得共東風にて寒く日中計帷子着し朝夕は冷着し申候又夏中蟬聲聞へず百舌鳥啼每朝息見ゆ六月二十四日頃より東根(津輕の東部)は出穂見え候へども中郡下在は出穂無之東風日々吹き春風の如し

(中略)同二十八日岩木山中程に雪あり南の澤は七月十七雪白し尤七月三日、四日朝水霜降り同七日より九日まで天候能く中通も出穂見へ候同十一日より十三日まで三日の内雨降り冷しく候へ共此雨にて稻の色直り穂揃候へ共三日四日の水霜にて下通りは出穂無之候處同二十一日より二十四日迄南風にて雨降り温かに成り候故下通りの稻も出揃候へ共同二十八日東南の風強く稻の花を吹き落し粃乾き是より大凶作に成申候(津輕凶歉記録)

元祿十五年凶作

「青森縣」正月二十六日雷鳴初早ければ其年凶年と古語有り人々氣を置き候五月十三日より田植末植五月中植付申候七月十日より天氣能く十四日迄は春立より無覺能天氣にて御座候七月十五日より二十九日迄雨にて寒く此時出穂有り春より覺無き大風にて稻に當り申候八月朔日迄大風雨四日より天氣直り稻に花懸り候へ共ふし元よりみこくさり申候間實入不申飢饉に相成申候然れ共早く植候稻はかゞみ申候此年閏八月朔日より彼岸に入り夜半より大東風三日の朝霜にて稻眞ッ黒に相成申候(津輕凶歉記録)

寶永二年凶作

「青森縣」閏四月二十一日より田植初二十三日、二十七日雨降候得共百餘日の旱魃續にて三ヶ一損に相成申候春立より東風吹き土用中雨續別て六月十七日、十八日殊の外寒く朝草刈る者焚火に當り申候六月二十日より南風に相成稻は少し出穂有之候七月六、七日迄東風大雨八朔頃稻收まり候へ共九月十一日より二十日迄風雨霰降二十一日の晩雪降候下通は稻作刈取不申打捨大歉年に相成候(津輕凶歉記録)

寶永三年凶作

「青森縣」三月二十四日種蒔其頃大風霰降種損も有之四月二十九日より田植五月七八日頃より東風にて薄暑六月十九日より七

月二日迄大東風に候得共八月三日頃より早稲刈り蒸し食ひ申候處八月二十日大風吹稀成大風故田畑に障り申候て不作に相成申候(津輕凶歉記錄)

寶永四年凶作

「青森縣」今年正月大雪三月十七日迄雪ふり春立より東風吹續苗生立兼ね五月十一日より大雨其後雨計にて大に不作に相成粟は四五寸にて穂出不申候(津輕凶歉記錄)

享保五年凶作

「青森縣」七月十六日迄天氣能く米價も下落に相成候處九月朔日岩木山へ雪降段々不順に相成稻青く實入兼候故(中略)十月二日刈殘の稻雪の下に相成候に付稻刈人夫被仰付(中略)十月十八日一夜に三尺降在々人足被仰付稻雪堀賦り申候(津輕凶歉記錄)

延享四年凶作

「青森縣」春立氣候不宜苗薄く不足仕新田在並植付兼候田方處々に少宛見得候薄植にて後れ、出穂も遅く殊に度々洪水夏中日損之處八月十五日水霜降りて稻に當り惣檢見願に相成候(津輕凶歉記錄)

寛延二年大凶作

「青森縣」當年去冬より春に懸雪薄く消かたく又三月中旬風雨並雪も降り寒く種時込後れ苗の生立遅く時込より四十七、八日目に植立申候春立より寒き故か五月赤き星出て七月迄折々出申候然る所植付後より又寒く東風吹六月六日土用に入候處五月下旬より雨並東風にて六月も綿入着し申候七月末頃出穂の處七月晦日の夜西南の大風に吹付けられ翌日西風吹き此風にて凶作に相成申候(津輕凶歉記錄)

寶曆五年大凶作

「山形縣」四月より雨降り續き晝夜止まず土用寒きこと冬の如し。田方大凶作に而(中略)不殘青立也剩へ秋に至り候而も雨降續き例年に無之十月十三日より稻かり立て候も過半雪下に相成候(漆山代官記)

「福島縣」五月四日より六日迄の大雨は洪水となりて水田に害を被むりたるもの數十町歩に及べり堤防江堰橋梁の破壊も頗る多かりき五月二十日、二十四日、二十五日又々大雨にて川々溢れたり六月十六日も亦洪水あり(守山藩郡山奉行日記)

「岩手縣」春より四月まで殊の外暖く五月下旬より東北風吹き天氣惡ふして冷えること冬の如く、八月中旬までやませ止まず八月十六日、十七日大霜降り八月下旬より九月中旬まで不順にして田畑共青立枯れとなれり(南部叢書)

明和四年

「青森縣」春立より氣候甚不順夏中東風吹寒し雨も時々降候處雨晴候否や水無之夫故諸方旱魃六月初旬まで稻虫多く付水不足にて其上日損氣候不順(津輕凶歉記錄)

天明二年凶作

「青森縣」立春前雪厚く處により家前一丈七尺に御座候然處春立雪消遅く土用の頃迄雪路の處も有之候二月十八日大風其後陽氣至極宜く田植仕舞一番草切迄陽氣宜く候所六月十三日大東風夫より夏中至て不順にて土用中綿入着申候(津輕凶歉記錄)

天明三年大凶作

「福島縣」正月雪九日、地震二日、日和二十日、二月雨一日、日和二十六日、雪三日、三月日和十六日、雪三日、雷雨二日、雨九日、大風一日、四月日和十七日、雨七日、曇一日、雷雨五日、五月日和十六日、雷雨五日、雨九日、六月日和七日、雨二十一日、雨降る毎雷鳴、曇一日、大雨十八日、大洪水二十八日、雨に交り灰砂ふる二十九日、七月日和十一日、雨十七日

曇二日、八月日和八日、雨十八日(長雨冷氣)、九月日和二十日、雨七日、雷三日、(岩瀬郡鏡田村記録)

「宮城縣」 正月四日朝日三ツ並出る、七月十三日にも日輪二ツ並出候(中略)四五月頃迄氣候は相應に有之候全体當國の辭にて時節時節よりは寒むく有之候(中略)六月に相成ても暑氣は無之六月二十日より土用に相成候得共段々冷氣方多く七月初には拾に綿入着用致し居候(天明三年飢饉録)

「岩手縣」 去年の冬寒中暖かにして正月少々寒くも例年程でなく二月三月寒からず四月頃より東北風にて極寒の如く雨降り六月中五日、七月中四日、八月中六日程より晴天なく東北風の冷雨打續き暑氣これ無く田畑不熟出穂後れ八月十七日、同十八日霜降り同二十七日より二十九日まで暴風雨あり冷氣益々加はり米一粒も稔らず粟稗そばの類も種なしとなる。(南部史要)

「青森縣」 正月二月雪薄くありしも消方無御座度々荒にて少し宛雪吹き村里杯一尺位より七尺位迄の雪長く持候(中略)其後至つて寒く不順にて六月十八日大風作物吹き散らされ捨り處も御座候土用三伏も荒續き東風計吹き秋風の如く也。夫故稻筒にも不成稻にて株ばかり出来過ぎ然共草切不殘仕舞四番草取候程に手入致候八月に至り稻穂出穂揃候程に候得共是迄幾日過ぎてもかみ、不申畢竟始終寒き故稻の實粉に花かゝり不宜粉中に穀だし分無之と諸人申候(中略)八月十五日大霜此霜にて稻段々枯れ白く相成一切實法様無御座候(津輕凶歉記録)

寛政元年凶作

「青森縣」 春立雪厚難消三月十日頃迄雪船引四月十日頃迄宮の前に雪有之候四月五日より田打四月七日より種蒔同二十五日より田搔き五月二日より田植六月十日頃迄陽氣薄く草切も閏六月二十日頃迄かゝり候得共出穂無之候土用三伏も過ぎ七月朔日より出穂相見得同二十七日頃迄に出仕舞稻刈は八月十四日より村納九月二十日頃より十月二十日頃迄荒續き陽氣無之時節後れに相成候(津輕凶歉記録)

文化十年凶作

「岩手縣」 四月より東北風吹き冷く土用中毎に曇り冷く綿入拾を着る程にて晴天少く八月の末大霜降りて穀實らず皆無作の處少なからず(南部叢書)

「青森縣」 七月十二日大風吹き稻花最中盛の所大に損害に相成申候(津輕凶歉記録)

「山形縣」 不順之年柄不熟難勝に御座候而一圓違作之處稻荊旬に差掛り雨天續きに御座候間刈込見合延引に相成候内度々雪降り過半雪下に相成(御用留)

天保四年大凶作

「福島縣」 氣候冬寒中暖氣にして寒明頃より春に至り雪雨多く夏土用前より冷氣にして土用中益々冷涼募り雨の日は布子を着し天氣晴ると雖も朝は拾を着し晝頃には單衣にて左程汗の出る事もなき日抔多かり又奥羽にては五月中冷氣にて雨少なく田植遅れ漸く六月に至りて植けるに七月に霜降りたれば稻穂出る事なく皆無となりし也(備荒録)

「宮城縣」 五月下旬より天色陰々として快晴なるは稀なり。折々雨降り暑氣薄く、六月土用に至りても暑尙薄く、萬物自然と節におくれ出穂よろしからず。(天保飢饉録)

「山形縣」 夏季數十日の間連日の陰雨にて快晴を見る只僅かに二日に過ぎず、故に最上川暴漲汎濫田園概浸潤する所となる。而して常の如く容易に退水せざるを以て作物悉く腐朽し且氣候寒冷甚しく殆ど初冬の如く衣を襲ぬるも尙堪ふる能はず。(長瀬郷土史料)

「岩手縣」 春先少々氣候宜しきため苗弱く育つ五月下旬より霖雨烈しく東北風吹き冷氣身にしみ綿入を着し日を見ること稀なり、六月中旬水霜下り稻葉黄ばみ冷氣夏中通して續き七月末頃出穂見えたが、八月上旬強霜降り穀全く實らず。(南部史要)

天保七年凶作

「福島縣」六月十三日までは冷氣なりしが此日始めて單衣を着る、七月朔日北風冷氣加はり白き毛降ること一尺四五寸より二三寸まで有之風雨激しく大木等根返り風折甚し八月二十五日西山に雪降る。(福島縣凶荒誌)

なほ宮城縣官城郡廣瀬村文書によりて安永年間以來の天候と作柄の状況を概述すべし。

安永四年 去冬より當春にかけて強寒。麥至つて不作。畑作不良。

全 五年 夏甚冷、山間青立皆無、九月十日大風雨稻流失。

全 七年 春中照續。五月まで無雨、田植遅る、六月二日より八日にかけて田植。雨降り續く。甚不作。

全 九年 春より夏にかけて大雨洪水、田乾かす。

全 十年 四月より五月まで永雨、七月十六日洪水、實入り中邊晚稻ほど良し。畑作は大豆及大根不良。

天明二年 七、八月霖雨大地震、七月十八日洪水、秋好晴、稻稔なし。

全 三年 六月二十八日白沙雨降る、封内氣候不順、霖雨凶作。

全 五年 五月二十九日雨乞、夏以降霖雨凶作。

全 六年 春旱。五月末より作毛不熟、山根通一村皆無、畑作も亦不良。

全 八年 五月以降七月迄霖雨洪水、山崩れ、家屋人畜に害あり。疫病大流行。

全 九年 五月大旱、五月十七日より十八日田植、作毛中通。

寛政三年 七月十六日大雷山崩れ、人畜農作物に大害。

全 四年 四月二日大風、春旱、五月初旬より秋まで寡雨旱天、十一月より極月まで近年になき大雨。

全 五年 六月中旬より七月十六日まで永雨。

全 六年 夏大旱、不作、八月大地震。

全 七年 田植前照續きそれより雨、八月晴間不多。少暖不作。

寛政八年 一、二、三月大風害、田作良好、畑作大小豆、大根不良。

享和二年 春より夏まで疫病大流行、死者續出、七月大洪水、農作物大いに傷つく。

文化四年 雨日多し、九月十六日より雨、十七日東風吹く、外出能はず稻刈不自由、稀なる強風にて稻散亂す。

全 九年 七月十八日百年來の大洪水。

全 十年 七月より九月中旬まで雨降續く。

全 十五年 夏無雨八月初旬白石へ大降電作物大迷惑。

文政四年 五月旱天、十三日より雨乞、田植遅る、作毛中程なり。

全 八年 春氣好天氣、六月二十日より雨、土用に虹それより不似合の冷氣雨續き、夏中至涼、田畑共不作。

全 十二年 三、四、五月良、六、七、八、九月雨時化、田畑青立。

全 十三年 夏中霖雨北上川氷三尺、寒中酷寒不作。

天保三年 三月十七日、二十三日少雪、田植遅る、夏大旱、八月二十四日大風不作。

全 四年 田植良、五月以來霖雨大凶作、飢饉續く。

全 七年 春夏霖雨、洪水數々あり。

天保九年 春夏旱。植付より連雨、六、七月の雨にて凶作、山根特に著し。

全 十年 三月二十五日地震、六月三日洪水、北上川沿岸被害多し。
 全 十一年 七月十三日、十九日、九月十九日、十月二十日洪水あり。
 全 十二年 七月十五日より八月十五日頃まで雨降り續く。
 全 十五年 春田打後大洪水、田植後雨續、甚冷、六月一日より快晴。
 弘化二年 五月大旱大騒動、六月始より七月末まで雨天。
 全 三年 六月上旬より永雨、二十二、三日大雨、田畑水押橋流さる。
 嘉永元年 春夏秋大旱二十年來なし。十一月十四日朝より暮にかけて大雪三尺後小雪續く。
 全 三年 春の天氣は近年になく良好なりしも出穂期に至り嵐にて實入り不良、加ふるに、いもち病發生して作毛惡。
 八、九月雨續き稻刈出來ず、九月中旬大洪水、稻流失して大變なり。
 安政四年 春夏頃より氣候不定。五月節句朝雪一寸五分、二百二十日大風、白穂多し。山根通り次第に惡く漸く種取る程なり。
 萬延元年 夏に入り六月一日大雨、稻も水押、田畑損毛多し。油虫つく。
 文久三年 大旱五月雨乞。盆前の風雨にて押流され違作となる。
 慶應二年 春寒苗育たず、田植遅る、六月中、土用中寒、田畑不作、果物すべてなし。

第四 凶作飢饉の慘狀

凶作の慘狀と飢饉の慘狀とは之を區別せざるべからず。然れ共記録の多くは之が明瞭なる區別限界を看取すること能はず。左に其の一斑を摘録す。

齊 衡 元年

「山形縣」二月出羽國穀登らず百姓困窮所在強盜多し。國府奏し援兵二百人を請ふ、勅して一千人を發せしむ。五月穀一萬石を賜ひて賑給せらる。(山形縣史)

寬 正 二年

「山形縣」疫屍骸巷に充つ。(西村山郡史)

元 和 二年

「青森縣」去年大凶作にて人多く死し並他國仕候故町在共明家計にて御城下の邊倒れ者甚多く御國中何程調候ても米一切無之商賣米並家々の貯無之雪中より沼の川骨(草名)草根を堀り漸々雪消迄命を續罷在候御城中にても奥様計り米穀の御飯上り其外は皆々蕨の根餅煎大豆にて御番を勤候(中略)四方に死人の山を築き立前代にも無之此末にも不有程之事にて餓孛山と申候(中略)兩年の間出生之男女御國中にて四人より無之由人々申候(津輕凶歉記録)

寬 永 十八年

「岩手縣」餓死者多し。領内及近國共飢餓を告ぐ後元祿元年盛岡にこの年の餓死者供養のため不退院千日寺を建立す。(南部叢書)

元祿八年

「岩手縣」 餓死者多し、(四萬九千人)世の中惡しく、非人多くして奥通には窮命者(餓死者)甚しく禁止になつて居た鹿取る許可を得てこれを取り盡せり。(南部叢書)

元祿年間

「岩手縣」 大餓死非人流離のもの夥し、米一升七十八文に暴騰せり。此の年笹の實多く盛岡市内に賣買するものあり、笹の實を多食するものは身体はれ死する者多し、翌十五年餓死者五萬一千七百四十五人。(南部史要)

寶曆五年

「宮城縣」 夫婦に六歳三歳の男の子連れ參り飢に及び夫は此三歳の子を川へ投申候て何方へも有つき可申と云ふ妻はさて無據と申すやいなや北上川へ投入候夫これを見て三歳の子を川へ投げ入れ六歳の子を抱き川へ飛び込み四人一度に死す、これを慥に見たる人語りながら泪、聞くも涙なり。(寶曆飢饉記録)

「山形縣」 稻四千束程刈り候へ共米漸く七七程より前代に無之大不作故に世間に餓死多し死する者何れも殊の外大食仕候て相斃る、米亥の暮に一貫七百匁位に御座候春に至つて段々に引上げ五、六月比には二貫七百匁に被成候。扱又子の年種蒔きの處、種初惡しく候て生立不申三、四度蒔く手前にては古籾三度目に蒔付候是にて田植仕候個様の事も有之候は、古籾蒔方專一にて御座候此凶年故世間乞食多く家財其外不尠賣拂はざるもの十一分位に候。(樋口宇右衛門記録)

「岩手縣」 凍結期に入りて慘狀甚しく牛馬を殺して食ふもの出で餓死者影しく屍体取片付方の藩令まで出た程である。春先の雪消え時になりて屍体上流より流れ來り餓死人の屍にて川は堰き止められた所まであつた程である。(南部叢書)

天明年間

「福島縣」 藁だんご松皮餅等を食し犬一匹五百文、猫一匹三百文に賣買せり、就中南部一ノ戸より十ノ戸の間は獸肉は勿論死人の肉も悉く屠り食せりと云ふ。(福島縣凶荒誌)

「宮城縣」 同一迫鬼首中山と云所にて村中之者蕨の根を堀しが節後れにて、わらびの根生へず是より諸人餓死すること愁ふる所に老人來り中山と云所へ行、今一應蕨の根堀見候へ迎、夫より又堀候所白土をほり出し能々見るに潤りあり、此土を味ひ見んと一升程某家に持來たり、だんごにこしらへ湯であげ見るに常のだんごの如し。問人我もくと其所に行、白土を堀食し甚賞翫し此土團子食し、しばらく愁數命を凌ぐこと天下に希成事在々疫病流行人多く死す。(天明飢饉録)

「岩手縣」 在々食物一向無之わらび、葛の根、野老等を堀り食ふ者幾萬人か數知れず、さしもの大山忽ちに堀盡し申候五体はれ丸に大便下痢いたし忽ち相果て申者數不知當十月迄は犬猫等食事にいたし候由承り候て肝をつぶし申候處去月頃より犬猫は不及申牛馬を殺し食ふことに仕候乞食非人等目前に犬猫を捕へ鹽も加へず喰候体誠に鬼と可申哉在々へは強盜夥數起り家内不殘衣服穀物家財を奪ひ取其上家を焼き申事數ヶ村如斯の事書き盡し難し。(長崎屋半兵衛文書)

(註) 南部藩は三十萬人口の中、餓死者七萬五千八百八十人、他領退散者三千三百三十人、空家一萬五百四十五軒に及べりと云ふ。

「青森縣」 五穀既に盡きて千金にも一合の米を得る事態は草木の根葉其外藁糠或は犬猫牛馬鼠鼯に至るまで力の及程は取盡し食盡して後には道路に行倒みちくたる死人の肉を切取食ふことになりけるに是も日久しく餓えて自然と死したる人の肉ゆえ既に腐たる同然にて其味甚あしく生たる人をうち殺し食ふは味も美なれば弱りたる人は殺して食ふも多かりけり

(東遊記)

(註) 津輕藩は餓死者八萬七百人と稱され全人口の三分一に達せりと云ふ。

「山形縣」出穂に至りて穂のこゝむ處更になくして翌年の種子うしなふ。糧つきて窮民塗炭に苦しむ。飢えて路傍に倒るゝ者數を知らず、溝に菜の葉流れず、塵塚に大根の切くすもなし。草盡き根掘りては松皮をはぎて食し親は子を思はず子は親をかへり見ず、かゝる有様は實に餓鬼の境界とや云はん。おそるべきの甚しきことなり。(上の山見聞隨筆)

「福島縣」下川内村町平左衛門娘おでん十三歳日々食物乏しく飢たるまゝ止むを得ず同屋敷河原藤右衛門家内の留守を見かけ戸棚より何か食物を盗みて食らひ居たるを藤右衛門見つけ取押大に怒りおでんを連れて平左衛門方へ行き、此のおでんはケ様く盗みいたす故甚だ迷惑なり必ず盗みせぬ様堅く申付らるべしと左も苦しく斷りければ平左衛門も氣の毒と思ひ人をたのみて種々わびたれども中々和らかざる故平左衛門もいたし方なく或る夜平左衛門は何方よりか白米三四合を求め來り飯にたき握り飯となしておでんに與へけるに、おでん悦んで食はんとせしにおでん曰く、おとふさんこのまんまは何故か咽に通らぬと申せし由咽に通らぬも無理ならず其夜おでんの眠るや否や平左衛門は娘おでんの咽をしめころし死体をむしろに包み背負ひ藤右衛門方に行きて娘が盗みせしをお詫びに斯くの如く本人を連れ來れり、これにて御勘辨下さるべしと死体を藤右衛門の台所に投げ出したり。其時藤右衛門家内をも連れ來り大いに氣の毒せりと云ふ。これ皆凶荒飢歳の難年に遭ひしためなり。(双葉郡佐久間義隣覺書)

雪消候より草木の糧とりに山野へ出候男女群り摘草致候故後には糧となる草木葉盡き又藤葉、うつき葉、うるい、八の子草杯を食ひ候故脾胃虛弱し時疫を煩ひ或は面膚腫病と成り夫故困窮者多死候由。(會津備荒錄)

「青森縣」天保四年より同十年まで七ヶ年間劣作凶作續きなりしが故に其の被害慘狀は言語に絶するものあり。郡方の調査に依れば

餓死者	三萬五千六百十二人
他領退散者	四萬七千四十三人
損失人口計	八萬二千六百五十五人
斃死馬	一萬九千八十九頭
廢田	九千四百八十四町歩

(青森縣史)

第五 凶作飢饉の影響

六八

(一) 社會階級

(1) 諸侯の窮乏化

東北諸侯は徳川幕府の中央集権主義に最も苦しめられ其の窮乏は筆舌の外なりき。即ち之が實證として「半知の法」なるものが常習化し、武士階級より祿高の三分ノ一乃至二分ノ一を借上げ而も殆ど之を返済せず繼續的に減俸を行へり。加之諸侯の借上げは獨り武士階級に止まらず、領内の富豪物持より借上げると同時に大阪、京都、其他の豪商より高利の借金をなすこと蓋し一再に止まらざりき。試みに佐竹藩に於ける借金年表を掲ぐれば、(五難年表)

明曆二年 京都山下總右衛門より借用高不明。
萬治二年 御家中諸士高百石に付銀二百目宛被借置。
延寶三年 借上條目を定む。
延享二年 藩債惣計十萬兩。
寛延元年 高五十石の中十石宛代銀にて家士に返還。
寶曆四年 藩内通用銀札發行以來繼續。
安永七年 幕府より十ヶ年賦の約束にて一萬兩借入。

天明六年 江戸登りの家士知行借上高を返還す。定借上高の外百石につき文銀三十目家士より借置かる。

全 八年 定借上高の外百石につき文銀五十目及扶持方よりは一人扶持につき文銀二匁借上同年九月入國の費用を

補はんが爲なり。

寛政四年 幕府より一萬五千兩借用。

文化四年 國內富有の者より調達を徵す。八千二百兩。

文政十一年 藩債凡そ四十六萬兩。

嘉永二年 六郡百姓へ御用米五萬石被仰付。

文久三年 六郡百姓へ御用米三萬五千石被仰付。

元治元年 國內富有者より調達金を徵す。

全 二年 領内通用の金札を發行す。

かゝる借金政策は獨り秋田の佐竹藩に止まらず各藩大同小異なりき。以て東北諸侯の窮乏状態を推知し得べし。平時既に如是ければ參観交替に際せる如き、

「享保五年上杉吉憲江戸に詣らんとするも用度支へず將士の祿高百石に對し錢三百文人別錢百文を徵集して以て發駕の費途に充用す」(御式目)

「安永元年酒井忠徳所領鶴岡への初入部に際し旅費の惣額江戸表にて悉く調ひ兼ねしより諸有司相議し半額は庄内より半途迄御迎ひに差登することに取極め江戸御發駕有りし所に信夫郡福嶋に御止宿の時迄も御登せ金到着せず御用意の金は既に拂ひ盡したれば出納の役人富惑し有の儘に言上して御滞在を乞ふ」(存耳録)

況んや凶歉に際會せるが如きに於てをや。

「寶曆五年米澤藩大凶荒、藩庫空乏を告げて飢民を十分に救済すること能はず、領内の人民餓殍流離の慘狀を極む」(鷹山公農政)

而して凶作飢饉の度毎に飢民の賑給に不時の用度を餘儀なくせられ、之が財政的打撃は至大なるものあり。加ふるに廢田の再開墾新百姓の移住奨励等の爲に經費の支出多大なるに、収入源は全く閉塞されて借金より外に途なく其の窮乏状態は衣食住の極端なる節約主義に見るも推知し得べし。寶曆年度の民間記録に「南無粥陀佛ウスイ菩薩」と呼びながら「お助小屋」に在る飢民が餓死せり。(南部藩)とあるに見るも、凶歉の爲に諸侯の窮乏が如實に曝け出されたるを知るべくされば、「お粥は米八勺に水一升を混じり一日争ひて僅かに一杯を得るのみなりき」(南部藩)と云ふ。

(ロ) 武士階級の窮乏化

諸侯の窮乏は直ちに武士階級の困窮を招來せり。即ち「半知の法」に依り強制的に減俸を仰付かり、而も其の状態は半永久的に繼續せるが故なり。されば其の生活は極端なる節約主義にして屢々藩主が嚴令を下して質素儉約を申渡すまでもなく可及的に自給自足に精勵し内職をさへ營みて家計の一助とせる程なりき。加之富豪に高利の借財をなす者も少なからず、一朝凶歉に遭遇せんか忽ち食料の購入にすら苦慮したり。然るに唯一の御預切手は通用をなさず、擔保物件は他に適當のものもなければ金融の道も容易ならずして其の困窮は想像以上のものありたり。勢ひ再び各方面に高利の負債も生じ、其の償還に四苦八苦せる揚句「分限高の内も其餘も利足其外に差出すことになつて身上の圖方を失ひ、或は拜借金の納も出來ず又御切米取の分、御藏宿といふものに大借出來、是又何れも分限高の三分一か又半高も其餘も元利の辻に引取らる」(世事見聞録)。「なべて武家

は大家も小家も困窮し別て小祿なるは見体甚見苦しく、或は父祖より持傳へたる武具、或は先祖の懸命の地に入りし時の武器其の外家に取りて大切の品をも心なく拂ひ、又拜領の品をも厭はず質物に入れ、或は賣物にもし、又御番の往返他行の節、馬に乗りしも止め鍵を持せしを略し、侍若黨連れたるも省き又衣類も四季節々の者、質の入替又は懸賣の糶吳服といへる物を借込て漸間を合せ又其甚敷に至りては御番に出る時は質屋より偽りて取寄せ着用いたし歸りたる時は直に元の質屋へ返すなり。」「百俵五十俵有餘の御目見以上の人は僕一人つかふことも叶はで宅にてはみづから米薪をあつかふやから多し、彼輩は支配與頭の違對にも容易には出ることかたければ病と號して朝夕をたすけ、不叶事ある時はやとひ入して漸出來る。」「番の燒藻」以て如何に窮乏せるかを知るに足らん。固より武士階級のかゝる窮乏状態は全國共通なりたらんも殊に東北諸藩の窮乏は蓋し右の記録以上のものたりしは容易に想見し得る所なり。其結果藩士の歸農する者も多數生じたり。

(ハ) 庶民階級の窮乏化

農工商其他階級の困窮は贅言を要せず。「百姓は飢寒に困窮せぬ程に養ふべし豊なるに過れば農事を厭ひ業を易る者多し。困窮すれば離散す、東照宮上意に郷村の百姓共は死なぬ様に生かさぬ様にと合點致し收納申付様にこの上意は毎年御代官衆支配所へ御暇賜はる節仰出されしと云へり。」「昇平夜話」幕府の根本政道にして既に然り。況んや窮乏に苦惱せる東北諸侯に於ておや。領民は全く搾取の客体にして生活にいさゝかの餘裕を發見すれば容赦なく苛斂誅求を逞ふせり。されば平時に在りて農民は屢々國越へして他領に移住し、又は徒黨を組みテ亂を起せり。即ち百姓一揆農民騒動等の直接又は間接の原因を尋究すれば領主の搾取と農民生活の窮乏に歸着せざるもの殆ど有之らず。かゝる状態に置かれし農民階級が其の生命源たる作柄に違算を來さんか、直ちに飢渴に迫りたるは當然と云ふべく、「流尻(鍋釜の洗水を捨てし所)の汚く臭き所へ頭を垂れ舌を長く出し

て少し鹽氣のある泥水を嘗める様、恰も犬に異ならざりき。」(救荒見孫訓)蓄積の皆無なりし農民大衆の困窮の狀推して知るべし。「食物なくしては婦人の乳出でざれば乳房を食ひ切られ死するもあり又は子ども飢へ親に食付くもあれば是非なく櫃の中へ入れて死を待つて捨つるもありとぞ。又婦人子を川に投げふりかへりて悲嘆せしが立戻り水に投じて死せるもありけり。」(救急便覽後集)如此悲惨極りなき人間哀史が屢々東北の地に展開せられ、「飢饉の際には第一に一揆の起る憂あり其には普請作事を興せば民ども食にありつくのみならず、仕事に氣を取られて餘事思ひつかざる故奸民ども誘ふとも徒黨はすまじきものなり。」(加賀利常卿夜話)百姓一揆も亦頗々として各地に生起し、普請作事などにて鎮壓されしは財政に餘裕ありし加賀藩等のことにて東北諸藩に於ては藩に其餘力なく民に其の氣力なかりき。之を要するに徳川幕府の諸侯窮乏化政策は武士階級の乏窮と農民延いて庶民階級の困窮とを招來し、加之數年目十數年目毎に周期的に襲來する凶作飢饉は平素の困窮に一層の拍車をかけ農民をして常時餓死線上を彷徨せしめたりと云ふも過言に非ず。

(二) 社會問題

(1) 食料の空乏

春夏の天候異常より秋の收穫を氣遣はるゝに至らば藩主は先づ「今年土用半より雨天續き作並も不宜乍去未だ不作とも不相極候得共此上も時候不順に候時は其程無心之儀に候其上近國も不作の聞有之候へば旁々油斷不相成年並に付前廣に心得可有之儀に候間當時より粥を相用又は何にても飯料の助に可相成品は可相用候右之通用心致候て作毛其通に候時は猶以一段の儀に候間此等の境能々考辨頭々懇に申含候様被仰出候事」又「他國の願人非人等へ一切勸進致間敷候段年々御觸も有之候得共不得止様

相間候然處當年不作に相間候へば前々被仰出候を相守り他領者へ決して勸進出す間敷候」(鷹山公世紀)如此領内の武士及庶民階級に食料空乏を來さぬ様嚴戒せり。仙臺藩の如きは殊に徹底し青きものならば草類悉く干して之が貯藏を命じたる程なりき。(天保飢饉録)かゝして一面には粥を用ひて飯米の食ひ延ばしと代用食混食等を奨勵し、他面には津留(米穀の移出禁止)を極嚴達して力飢餓を防止したれ共、如何せん封鎖經濟と交通未開の時代に在りては凶作は直ちに全面的なる食料空乏を展開せしめずして止まらざり也。

(口) 物價(食料品)の奔騰

凶作と米價は極めて密接敏感なる關係を有す。而も其中間に富商が介在して盛んに買占を行ひ人為的に米價騰貴を策動するを常とせり。「夏米一俵六百六十文位九月より引上げ一貫三四百文」(延享二年山形縣東村山郡史)「寶曆五年初稗一俵(四斗入)代錢百文、叭共に尤叭不入は不調、粟は百文二斗一升位六月始め景氣惡數北方に雜穀向候に付寄摺商人共入込様買候故段々相場引上直段宜敷候始一貫文に稗一石より賣出し七月八日の市に八斗に相成候間五増倍の利潤に眼暗み何れも貯置候粟稗不殘賣拂候」(青森縣史)

天明三年飢饉の物價表(福島縣岩瀨郡鏡田村文書)——金一分に付

錢	四月	五月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月
米	一貫二百七十文	一、二七五	一、二四五	一、二二〇	一、二八〇	一、二九五	一、三二二			
大豆	三斗三升	一、八	一、五五	一、三	〇、八八	〇、八五	〇、八七			
大麥	四斗九升	四、二	二、五	二、三	一、三	一、五	一、七			
大麥	八斗	三、五	三、〇	二、四	一、三	一、五	一、五			

小 麥	一、三	一、二	一、二
小 豆	百四十五文	百五十文	百五十文
粉 糠	一俵	一分二百文	一 分
麩 かす	一俵	二 貫 文	一 切 ナシ
大 根	一本	八 文	ナ シ

天保七年の飢饉にも「七月十八日大風後米相場段々引揚八月頃は一切に付一斗二升位に相成八升七升五升と段々に引揚十一月頃より五升又は六升五合と相成候所翌年正月より四升五合と相成夫より極上米三升三合中米四升又は四升五合位にてしばらく上げ下げも無之米の粉一盃七十五文大豆一升二百四十文小豆一升三百文位」(天保飢饉録)其他かゝる記録は枚舉に遑あらず。而して各藩は物價の奔騰に對し決して冷淡たりしに非ず。或は米價を公定し或は富商の買占を取締り百方對策を講じたるは歴然たるも、需給關係の自然原理には抗し得ざりしなり。

(ハ) 人口減少

凶歉の際は一方に於て餓死を見他方に於て流亡逃散相亞ぎ、各藩とも極端なる人口減少を來せり。「應永三十一年此年饑饉人多く死し往々學村無人に至る」(山形縣西村山郡史)「寶曆五年春十萬六千三百五十人を算したる人口は同六年には十萬二千六百二十八人に減じたり」(鷹山公世紀)而して天明三年南部藩にては三十萬の總入口が二十二萬に減じ空家一萬五百四十五軒を出したりと云はれ、天保四年津輕藩は餓死者三萬五千六百十二人、他領退散者四萬七千四十三人、合計八萬二千六百五十五人

の大激減を見たり。而して百姓たりと雖所領を越えて他領に流亡することは嚴禁せられたるが故に幕府の威令行はれ藩命之従ふの頃は退散者少くして餓死者多かりしも、天保時代に至りては幕威漸く衰へ藩命又舊の如くならざりしが故に流亡者の續出を見るに至りたるものなるべし。三々五々互ひに肩を借りて歩行し一人倒るれば共に折重りて倒れ其の儘起ち得ずして餓死したるものなりと傳ふ。

(ニ) 田地の荒廢

東北の古史は蝦夷鎮定の歴史たらざれば蝦夷地開墾の歴史たり。戦火亂陣の記録を除かんか開墾と凶作、凶作と廢田、而して廢田再開墾の連續史なりと云ふも過言に非ず。凶作飢饉毎に如何に多くの人命を損傷し空家を生じ加ふるに綠田忽ち變じて荒涼の野原と化せるかは「元和二年大凶作のため三年正月今春在々田畑荒廢の地面調査上候」(青森縣史)「元祿八年亥大凶作にて同年より翌九年子八月まで餓死十萬餘人、明家七千餘軒余有之九年は田畑實法宜且八月に入御元締役財津久右衛門在方相廻り村々庄屋所より當作仕時田畑並荒田畑反別一つ書にて帳面出させ候荒田方一萬五千町内五千三百町餅植付五千三百町は稗植付是は年貢御免に被仰候」(津輕藩舊記傳類)而して天明三年には荒畑荒田は全耕作反別の三分の二約七千町歩に達し「荒田開發のために藩士土着禁止令を破り藩士の各給祿高に應じて希望のものに地面割當をなし在宅勝手次第として土着を許可し荒田開發の一助とした」(津輕藩)天保四年には實に九千四百八十四歩(津輕藩)の綠田が荒廢に歸せりと云ふ。

(ホ) 飢民の暴動

飢渴に迫りし農民は是非善惡の判斷もなく附和雷同して暴動を起せり。先づ平素より無限の呪咀を包藏せる富豪、米商等に

徒黨亂入し「寶曆五年米澤城下馬口勞町酒屋に浪籍、又桐町立町の富商に亂暴、山形城下肴町藥師町小石川等の富戸に亂暴」
 「天明四年村山地方人民相集り所在酒造家に迫り釀酒を呑みつぶす」(山形縣史)「天明三年七月二十日青森市に於て同所端々之
 者共大勢(三千人程と云ふ)徒黨を結び各棒熊手類を携へ大家へ押入狼籍、家倉を破壊潰家三十軒に至ると云。右は銘々錢を持
 合せ候得共商米無之餓死に及候に付家倉を毀ちし也彼豪家等諸色をへ買いたし候儀怨憎候と云町奉行川越九郎左衛門七戸長藏
 罷出制し候處却て雜言に及依て打捨可申と刀を抜掛け候處敵對に及兩人の内疵を得候由右之越弘前表へ注進に及翌二十一日大
 組頭山本三郎左衛門諸手物頭佐々木孫兵衛田中宗右衛門郡奉行工藤忠司勘定奉行笹角之亟御目付小山内安左衛門寄合外崎平左
 衛門織田藤十郎被仰付罷下り申候大組足輕へは鐵砲玉藥御渡被成候同二十二日到着直ちに鐵砲火繩煙りを立嚴重の体にて町相
 廻り候尤異議に及候は、打取候様被仰付候右武威に屈伏致し候(青森縣史)右の如き騷擾の記録は可成りに多し。天保の飢饉
 にも「白岩郷山間の村民數百名蜂起す、幕吏出で、之を鎮撫し其の頭目三十餘人を捕縛す。」(堀田正愛凶荒の餘暴徒蜂起所領
 柏倉に侵入するあらば之を解諭し肯かざれば銃砲もて之を驅逐せんことを請ふ幕府は之を許可す。(山形縣史)如此銃砲を用
 ふるに非ざれば一揆を鎮定すること能はざりしに見るも其の猖獗の程度を想察し得べし。仙台伊達藩に於ても「寛延二年十二
 月伊達信夫兩郡四十八邑の農民四千餘人本年の不登に依り訴訟するあらんと幕府代官神山三左衛門が桑折役所を圍繞騷動す。
 是に於て代官仙台上に援勢を請ふ。因つて兵凡そ三百人を遣る。尋て衆散す。」(宮城縣加美郡史)と見ゆ。

而して米騒動又は百姓一揆は凶作飢饉後に勃發したる場合に於て多く烏合の衆にして附和雷同の徒多かりしも其の勢は頗る
 猖獗を極め残忍深刻を極めたり。最初は團体的反抗運動迄には至らず、個々に窃盜強盜を働ける徒輩も、遂には類は類を呼び
 多衆の威力に訴へて暴動を逞ふせり。如此容易に多數の集合を見たるは一に政治的支配階級の權勢が太平の久しきに依りて弛
 緩したると一は凶歉の影響が頗る深刻にして農民を自暴自棄に陥らしめ仍て生活の希望を喪失せしめたるに因るものなり。

(へ) 土地兼併と零細農の増加

徳川時代にありては土地の質入、讓渡又は賣買等は嚴禁せられたりき。されど凶歉により零細農は失地の止むなきに至りか
 くて土地を離れたる農民は他に寄食して奴隸となれり。「第一飢饉の際は村役人長百姓等は先づ者身元相應手當も可有之飢饉の
 患も有之間敷哉に候得共飢饉に逢候ものは第一小百姓並水吞百姓躰之者專に可有之候。然上は此所能々勘辨いたし一通に心得
 申聞候而は等閑に可成も難斗候間世話致し候甲斐も有之様村役人共急度相心得長百姓よりも小前百姓共へ吞込ませ家族共相互
 へ朝暮無油斷一統實意に心懸致し飢饉之備有之様取斗せ度候」(飯野文書)併し乍ら土地を離れたる農民は富豪に傭はれて農奴
 となるか、或は都に上りて工商等に轉業するより外なかりしなり。殊に「在方二男三男等は百姓を嫌ひ多分は商人に相成候故
 自遊民多稼之者不足相成云々」(要記秘鑑)かくして土地の兼併は嚴禁されたるにも不拘事實は盛んに行はれ貧富の懸隔は愈々
 大となれり。「當御領分村々之儀は天明度飢饉にて難澁之もの不少處猶天保度大凶歲以來速に衰微いたし候に付自然之風俗往
 古與移易村方に寄十戸に七八戸は必ず困窮ものにて其餘甚數至り候ては當日の夫食にも差支候」(山形縣北村山郡史)「安永九
 子年より天明二寅年まで三ヶ年の内一ヶ年たりとも無難の年柄無之大凶作飢饉打續き當郡一統甚及困窮田畑衣類諸道具迄質入
 又は賣代替御年貢米金上納仕候仕合に付卯年已來極貧窮之者共村中助合等も不行届無據卯年より未年迄五ヶ年之内は年々飢夫
 食種粉拜借奉願上候所夫々拜借被仰付候然共右拜借之品々取合候而は困窮の村々程返納高大造に相嵩其年に御物成之外臨時に
 相納候儀故何れにても返納之手段無御座候」即ち零細農の續出は延いて村の經濟的破綻を招來するに至りしなり。

(ト) 疫病の流行

凶作飢饉の後には必ず疫病流行せり。其の原因は平素口にせざる食物を無暗矢鱈に食するが其の一なり。飢渴に疲れて身体

が柔弱となり、時疫の對抗力を失ふが其の二なり。餓殍道に横はり汚物四邊に散亂して衛生状態が極端に悪化を見るは其の三なり。而して長き越冬の期間を過ぎて新春に至り遽に清新なる食物を口にすること其の四なり。福島縣會津藩に於ける民間備荒録に「必大豆、こぬか、松の皮、漆木の實、菓餅、藜戸(オモト)の類は食ふべからず、浮腫を生ず」と然れ共松皮餅や菓餅等は窮民の常食にて明治卅五年及卅八年飢饉の際も之を食せりと云ふ。造り初は口にも入るべけれど冷えたる後は焼けば燃えて灰となり、その儘にては食し難く、無理に食すれば胃腸を害して道路には到る處汚物散亂せりと云はる。(古老談)殊に「青き草葉なれば必ず之を蓄ふべし」(天保飢饉仙台藩)とさへ布令したる程なれば、其の中には有毒なるものも容易に混じ居りたるべし。飢民は極端なる減食を餘儀なくせられ、「非人小屋を建てられ一日一人一食の粥を興へらる。之を受けんと欲し日に來るもの十數人、日に死する者も十數人常に其の小屋に在るもの六七百人、雪降り根物も堀ること能はず、在々は次第に食に窮し犬猫鶏等悉く食ひ盡し、其後は馬を殺し之を食ひ、或は人の馬を盗み食ひ、人の馬小屋に火を放ち馬を焼き殺して其の捨てたる馬肉を食す。遂に人の肉を食する者所々に在り」かゝる悪食は「疫病大流行死者續出」するに至る。宮城縣凶歉史にも「寛正二年大飢饉疫病流行、永祿元年大飢饉疫死者多し、永祿三年疫死者一村二百人三百人遂に死に絶ゆるもあり、寛永七年大凶作疫死者多し、元祿元年大洪水大凶作四年にかけて疫病大流行。元祿十五年凶作洪水痲疹浮腫病大流行、享保十五年八月大洪水痲疹流行、同十九年大洪水、疫病流行、元文元年疫病流行、寶曆三年凶作疫病流行、同五年大飢饉にて死者散亂、明和六年洪水凶作疫病大流行、安永四年氣候不順凶作痘瘡流行、安永七年前年の飢饉後疫病流行、天明二年凶作善光寺寒冒流行、天明四年疫病大流行道路に死者多し、享和二年春より夏まで疫病大流行死者續出、享和三年凶作疫死者多し、天保五年疫病大流行、安政五年水害凶作コレラ流行、文久二年旱魃凶作痲疹流行」即ち以上の如く寶曆五年、天明三年、天保四年の大飢饉後には符節を合して疫病流行し死者續出を見たるなり。

第六 凶作飢饉の對策

(一) 武家政治以前

我國に於ては垂仁天皇の朝大和の來目に屯倉を建て給ひ以て凶歉に備へ給ふの歴史あるも陸奥出羽等の古き東北地方各地の歴史には之が建設の事實を證する記録に缺く。而して孝徳天皇の朝屯倉を停め義倉の制を行はれ大寶より養老の間義倉を開きて飢荒を救ふこと多きを見るも獨り東北地方には其の例を見る能はず。僅かに不動穀に關して陽成天皇元慶二年七月十日「出羽國驛を飛して奏して曰く正五位下權守藤原朝臣保則國に到て前の行事を察問し之が籌策を運らし雄勝、平鹿、山本三郡の不動穀を以て郡内及び添川、霜別、助川三村の浮囚に給ひ其心を慰諭して相勉勵せしむ。夜賊八十人を襲殺し其糧食舍宅を燒く。恩賚に感ずるなり」(三代實錄)同四年二月二十五日「勅して不動穀六千二百九石七斗を出羽國雄勝、平鹿、山本三郡の浮囚八百三人に給ふ」(三代實錄)とあり圓融天皇貞元元年三月「陸奥不動穀二十一所災す」(日本紀略)とあるに見れば不動倉の設置ありしことのみは明瞭なるものあり。而して醍醐天皇延喜五年十二月二十五日太政官符に依れば全國の出舉する正稅公廩、雜稻等の中に

陸奥國 正稅六十萬三千束 公廩八十萬三千七百十五束 雜稻十七萬六千束

出羽國 正稅二十萬束 公廩三十四萬束 雜稻十七萬六千束

との記載あり。之に見れば東北地方にも倉廩の制施行せられたるを知るべく凶作飢饉に對する政策は恒久的にも考究せられありしは想察するに難からず。併しながら縣史其他の郷土史には之等の史料乏しく、何等證すべき記録を發見し得ざるを遺憾と

するのみ。

然れ共凶作飢饉の度毎に御賑濟を給ひし記録は餘りに多し。古くは續日本紀に出羽國建置後僅かに數年、和銅六年大風ありて新稼傷き調を免ぜられたるの記録を初めとして前述の凶作飢饉史は即ち凶歉賑濟史と云ふも過言に非ず。而して賑濟を分てば之を三となすを得べく一は飢民の救恤二は調庸の破免三は秩序の維持回復之なりとす。

(イ) 救 恤

東北地方は蝦夷征定と開墾の歴史なり。元正元皇靈龜二年九月巨勢萬麻呂言す「出羽の國を立て、數年を経吏民稀少なり近國に民を遷すへし」(續日本紀)とあり聖武天皇神龜元年五月出羽の蝦夷を討たしめ(續日本紀)「陸奥國頼りに征戰を経て民凋弊す因て當年の田租を免す」(續日本紀)如此土地曠遠民居稀少なりし東北地方に於ける凶作飢饉の慘狀が如何に深刻を極めたるかは容易に想像し得べく其の爲に光仁天皇寶龜四年三月「近江飛騨出羽の諸國大風あり飢ゆ、因て賑給す。此の頃天下の穀價騰貴し百姓飢急す、賑給を加ふれども濟し得ず貧民に穀を難て給す」(續日本紀)全面的なる飢急に對しては賑給も容易ならざるものありたるべし。加ふるに凶歉の後には衛生狀態が極度に悪化し疫病の流行するが常なりしかば飢民救濟と共に罹病者の救恤も亦仁明天皇承和四年六月「小野宗成出羽に濟苦院を建つ」(續日本紀)とあるが如し。

(ロ) 復 租

元明天皇和銅六年大風の爲に調を免ぜられ、清和天皇天長七年「陸奥、出羽震害に加ふるに飢饉のため民飢え更に疫病の流行あり、賑給を賜ひ當年租を免す」(日本後紀)仁明天皇承和六年三月「陸奥に復一年を賜ふ」同八年二月「出羽國百姓二萬六六百

十八人に復一年を賜ふ」(仁明紀)とあり。其他復租及破免に關する記録は頗る多し。而して減收割合と減免の程度及範圍に關しては何等の標準なく、其の年の作柄に依りて隨時の策を執りたるものなりき。

(ハ) 秩序回復

凶歉は人心の動搖を招くこと至大なりき。流言蜚語頻りにして騷擾爲に起り飢民は化して盜となり、各地に浮囚亂を作す。文德天皇齊衡元年二月「出羽國穀登らず百姓困窮所在強盜多し。國府奏し援兵二千人を請ふ。勅して一千人を發せしむ。」「陸奥國奏して曰く去年登らず百姓困窮兵士逃亡す。援兵一千人を乞ふ」(日本文德天皇實錄)陽成天皇元慶二年「四月去歲飢饉特に奥羽甚しく浮囚秋田城を焚掠、國司藤原興世權椽止六位小野朝臣春泉文室真人有房等をして出戰せしむ。衆寡敵せず舉城燒燼器仗皆燒く」而して飢弊甚しく甲士勇敢なしと見ゆ。飢弊の困窮百姓にとりて騷擾は單なる騷擾に非ずして生存慾の切實なる要求なりしは言ふまでもなく、鎮壓に當りし兵士も亦飢弊に陥り爲に任に忠なる能はずして逃亡せるは之亦當然とや云はん。

(二) 徳川時代

徳川時代の特長は幕府に一定の方針なく各藩独自の方針によりて對策を講じたることなり。固より幕府に在りても直轄地に對しては直接對策の衝に當りしならんも、それすら郡代又は代官をして責任の局にあらしめたり。従つて各藩に依り對策を異にせる爲凶歉の程度は東北地方を通じてさしたる差異を認め難き場合に於てすら地域的には頗る困窮の差を生じたり。例へば天明の大飢饉に際し上杉治憲の施政宜しきを得て「奥羽の地なべて飢餓倒死相枕し頗る慘狀を極む。而して獨り米澤領殆ど凶歳の苦を忘る如きもの、治憲救荒の政善く其の方法を得たるを以てなり」(凶荒錄)天保の大飢饉に於ても奥羽地方數十萬の餓

死者ありたりと傳へらるゝに酒井侯の庄内領には領内百姓にて一人の餓死者も出さざりしを今に誇りとなす。然らば諸藩如何なる對策を講じたりしや、一切を綜合し且つ之が詳細を分類縷述するに先だち、津輕信政、上杉鷹山の飢饉對策の一斑を記すべし。五大飢饉の一たる元祿の飢饉に際し津輕信政の執りたる對策は、

「元祿は亥年より同九子年共打續凶歲のため人民死亡の者多く其の節御家老様へ御意に不作に付其方も苦勞千萬太儀なり。家中より下々に至るまで定めて心に付けたるべし。人は上一人より下諸人に至るまで衣食住の三つと云へど先づ衣食の二つなり。されば寒きと早たるときは中々可云やうも無き難儀なり。定めて右様の者下々に多くあるべしと御憐情御顔色に顯れたれば御側の面々も有難く何れも落涙せり其の年朝夕の御膳一汁一菜外に季の物斗りにせられし也。

元祿八年救助の手順を定めて

- 一、津出米御差止被仰付 (七月十三日)
- 一、造酒御停止被仰付其外御渾而之御普請御見合被仰付尙各所在勤役々御人減併御廢止被仰付候事 (八月十三日)
- 一、在々町方有米御改被仰付候事
- 一、南部込より麥種御買上被仰付候事
- 一、當作畑物成は粟蕎麥其他雜穀にて上納被仰候事
- 一、田方之儀作立分惡粉にて上納
- 一、鹽味噌沖出し御停止
- 一、米高直にて諸人難儀に可及に付直段定被仰付候事

九月二十三日町在々へ被仰左の通

- 一、糧之入候食を捨可申尤骨折之仕事節は糧の入候粥給可申事(糧は米の外に種々の雜穀及草根等を入れたる飯を云ふ)
 - 一、酒買調給申間敷候尤濁酒一切造り申間敷事
 - 一、清酒買候儀は堅く停止候尤弘前並方々より參り賣候者も其村々に差置申間敷事
 - 一、魚買調給申間敷候乍然其分限に應じ鯡鱒迄は不苦候尤魚賣候者其村へ入申間敷候事
 - 一、響取嫁取之儀面々勝手之爲に呼取申候はゞ別而軽く可仕事
 - 一、衣類の儀有來候分は格別新敷仕候衣類無用可仕事、仕立候分は布物を着用可申候尤るゆうの染物無用の事
 - 一、來作賣り候迄仕事申間敷候無據儀有之候はゞ代官へ相達し代官より郡奉行へ可相窺事
 - 一、麥種致才覺相調まき候而來夏まで喰續可仕候尤來春早稻粟蒔可申候此類の心懸可爲肝要事
 - 一、糧之儀隨分貯申候可付事
 - 一、村中申合火之用心堅仕候若類火に逢申候とも救米被遣申間敷事
- 元祿九年二月御軍用金表方へ御借に相成候、同日於在々疫病流行に付町醫四人治療の爲御出被成候同年四月より與力之者追々御減少被仰付
- 又町在々に對しては昨年より以上の詳細なる注意ありけるが特に
- 一、番小屋を作り村中より順に番人を置いて稻盜を警戒取締りを嚴重にす。
 - 一、稻盜は代官まで相斷ること。
 - 一、早稻晚稻共蒔取之儀不申渡内私に蒔取給費或は賣者候有之候はゞ其者は不及申買人共證議之上越度可申付。
- 郡奉行への覺書の中に

- 一、最早早稻並粟稗等蒔立申候、代々村々にて百姓人別に早稻物之有高相改百姓一軒之人數何人、一日一人米何合糧物取交何合幾日之積り給可申急度可申付候左様に不申付候は、米糶穀不殘給費可申候尤晚稻蒔立不申内は蕨根並冬中之糧物精を出し取貯候様被申付候米之儀給次第仕候ては過分喰費可申候働仕候者の分は一日三度何合、右之内糧物何合、差積り相渡可然候此積りも代官より百姓人別に申渡其上食事之時分不時に庄屋手代等参り懸り致見分彌申付相望不致銘々能呑込候様可申付候働無之老若の分は代官能き程に差積り扶持米申付可然候
- 一、毎年百姓所走りと申儀有之候稻蒔仕廻飯米等致支度御年貢杯拵賣候而欠落仕候由併他國へは不參御領分中に罷在候由尤廣須御新田杯へは罷越候事も有之由。今年は何れも田畑大切に奉存候故所逃は有之間數候へ共萬一走り候は、其の先より元々へ相返候様申付候

以て如何に微細に亘り詳密なる計詰と行届ける對策を講じたるかを知るに足らん。天明大飢饉に際して上杉鷹山は

- 一、氣候不順に付大麥を蒔き來夏飯料の助となすべき旨仰出 (七月)
- 一、福島侯及大森河原公領代官より御拂米の請求あり福島出米を以て各二百俵を送らる。
- 一、九月三日凶荒の兆候に付粥糶を用ふべき旨被仰出。
- 一、同日他國の願人非人へ勸進致間數旨被仰出。
- 一、九月二十四日仙台侯より御拂米の請求あり。御當領に於ても飯米不足の爲御斷り其他三春、秋田、最上、白石等の諸侯より前後相尋て請求ありしも悉く謝絶せらる。
- 一、酒、酸、糶、其他製造の菓子類及豆腐納豆等御停止。
- 一、十月四日凶荒に付春より御規式勸方復舊の儀一先づ延引の旨被仰出。

五ヶ年御節儉相滿候に付來春より御規式勸方等元々之通被仰出候處當年不作に付て莫大の御損毛有之公儀へも御届被成御勝手向も益々御難澁の事に候間來年より元々の通御改の儀は一先御延引被遊候。

- 一、十月六日蓄貯の御備糧倉を開き御家中へ日々二百俵商家へは義倉米に補助米を加へ各御惠拂あり。
- 一、十月十五日御政事掛諸役人及諸士列々を御前に召し親しく被仰諭。
- 來年迄の食糧如何可有之哉と日夜痛心の事に候依之先達も申達候處面々粥糶等相用心掛宜き由追々承知満足の事に候猶も此上日々の食糧に愈心を盡し縦ひ餘計に所持の者といへども一國の爲に候間必々三時の食に或は粥或は糶を相用面々一己の上に限らず支配下組中又は一類組合等相互申合下々をば教導き時々心を付餘りあるより足らざるを補ひ不行立者へは意見を加へ一國中一家内の思ひを爲し是非々々當來年を取凌ぎ自然と餘分國中へ行渡り候様孰れも吃と可相心得候事

- 一、十月二十六日御村出役を御前に召し農民賑撫の方法を仰含めらる。
- 一、十月二十九日御領内田畑損毛高御届書を幕府へ進達。
- 一、十月家臣を遣はし新潟より米二千俵餘、酒田より米九千五百俵餘を糶買せしむ。
- 一、十一月五日御家中諸士本知百石以上百石に付金貳分宛百石以下は志次第の御借上金被仰付。
- 一、十一月五日より御領内數十ヶ所に於て男子は三合女子は二合五勺の割合を以て御救米を賜ひ又味噌藏を開いて人毎に味噌十匁を與へ貧困甚しき者には衣類をも施與せらる。
- 一、十一月十四日富裕の農商へ米金御借上被仰出郡奉行代官への命に曰く
當年作毛至て不熟に付て當十一月より來八月迄の内餓死人罷出候ては大切の儀と代官中評判の上救米中勸五千俵と見

詰此内二千五百俵在々物持共より借受を以取渡可申候間残二千五百俵は御渡仰下度内存寄申出候處右残の分は在々備
粉を以餓に及び候者無之様に郡奉行中代官中取量可有之旨猶又存寄の趣則及御沙汰候云々

一、江戸三邸も亦飯米缺乏を告ぐるに至りしかば江戸御家老干坂清高挺身尾州家に使し懇切請願の上米三千俵を借受在藩
者の急を救濟せり。「鷹山公世紀」

なほ又會津藩に於ける天明三年の飢饉對策は家世實紀に日記として委細掲載せられあるがそれに依れば

- 六月十三日 氣候不順に付祈禱を執行す。
- 七月十一日 再度祈禱執行。
- 八月二日 三度祈禱執行。
- 八月二十五日 米穀拂底に付酒造被差留。
- 八月二十六日 米騒動に及ばざる様村々の頭檢斷に申渡す。
- 八月二十七日 他方より諸浪人乞食の類入來る時は追返す様申付く。
- 九月六日 米新納の分引渡さざる様申付く、津留を行ふ。
- 九月八日 飯米差支候に付渡米せざる様申付く。
- 九月十一日 郷村百姓其の中極貧なる者に産子養育料及社會糧を渡す。
- 九月十九日 四度祈禱を行ふ。
- 九月二十四日 領内に拂米を行ふ。
- 十月五日 寒酒造を停止す。

十二月十二日 格別の思召で神社御備神酒並御臺所爲入用酒造申付。

正月晦日 儉約令を出す。

閏正月六日 乞食追放を嚴命す。

全正月九日 貧民救助に力を盡す。

六月二十二日 越後より入米あり。

I 應急對策

(1) 祈禱

農は氣候に依存すること多く、氣候は人力の以て如何ともなし難く觀念せる時代は、只管に神佛に祈願を籠めて天候回復を
待つより外に方法を知らざりき。されば晴雨に拘らず先づ神殿に參籠し、精進潔齋赤心を披瀝して祈禱を捧げたり。藩主自ら
祈るあり、神官祭主をして祈らしむるあり、特定人を依頼して祈禱する場合あり。期日も長短一定せず。斷食、嘗禮其の他種
々の方法ありて之亦同一ならず。

(2) 食料延引策

(一) 津留(津止、穀留、穀止)

米及食料品の他領移出を禁ずるを津留と云ふ。津留は凶荒前に凶荒を豫想して命する場合あり、凶歉となりて後取締の意味

に於て嚴告する場合あり。享和五年七月二日「頃日米高直に成於村々殊外難儀致し及餓死候程之由畢竟他領え米賣出し申故高直にも成、勿論米不被買付之由、依之口々米一切相通不申様に仕度段願出候則任願に其通付候間明三日より其口々米壹俵も相通し不被申様に可有吟味候押へ置此方へ訴出可被申候、見當に押置候者に其米とらせ可申候此段總百姓に堅可被申渡候口留番人有之村々は猶以口留方へ可被申付候以上」(山形縣史) 寛文五年十一月「領内浦々にて雜穀類の他所積出を禁ず犯す者は其身は勿論荷宿迄處分あるべし。又五戸三戸其外他領へ米大豆雜穀類を賣出すことを禁ず、若し犯す者は其身は勿論代官迄も無念たるべしと各代官へ通達せり」(八戸藩史稿)「此節他領より種粳買罷越候に付心得違の輩も有之哉又は他方へ種粳相拂候内約いたし候向も有之趣に相聞愚昧の者とは乍申あまり事の辨へ無之御法相猥り候心得方不届至極に候。尙又及深更他所へ穀物隠買いたし候類も有之夜中も廻りの者夫々差出候條村役人吃度相心得夜中も相廻り可遂吟味候。尤村内申合五人組にて吟味いたし萬一心得違の者有之穀留番誰にても見咎指押候はゞ早々可訴出候其穀物は指押者に被下候畢竟穀留之儀は御百姓共凶作にも不致餓死ための御仕法に候處小前末々迄心得違無之様」(福嶋縣守山藩記録) 併しながら凶作は米穀の不足と延いて之が高直を招來するものなれば津留の徹底は仲々容易ならざりしものと見え、福嶋縣伊達郡伏黒村佐藤與惣左衛門文書(天明三年)に「出羽の御代官所三ヶ所此度御相談の上他所出之御差留被成候由。是は寶曆五年羽州凶作之節高直を幸に最上にて他所出し賣拂其後米不足になり御代官様方へ御難儀かゝり候事有之由依之御差留に相成候由」

(二) 米穀の買入

凶作地より越後、庄内等の米産地に家臣を派遣して米の買入れを命じたるは一再到止まらず。津輕、南部、仙台、米澤、守山比々皆然り。「元和二年三月五日越後米三百俵青森着、同七日商米七百俵青森着岸一匁に付七合の直段に思ひくゝに買取候

様に被仰付候五月越後にて拜領の米一萬石十四日に着岸致し一人に付八升づゝ御救被下候」(青森縣史)「天明三年七月二十六日全一統被召被仰渡候趣に曰く酒田港より米買請追々附送候得共遠方にて道中も日數かゝり時節おくれ米引取云々」(福嶋縣伊達郡伏黒村佐藤與惣左衛門文書)之救濟に間に合はざりし記録なり「天保五年二月朔日今度加州より御買越米壹萬五千石云々右大部米壹俵金壹兩積を以取立被仰付候」(青森縣史)他に米穀の他領より移入の例は頗る多し。

(三) 酒、糶、菓子、豆腐、納豆類製造の制限及禁止

「天明五年九月幕府領長瀨、尾花澤、柴橋、寒河江、漆山五ヶ郷の名主相協議し十月一ヶ月を限り清濁酒の醸造及賣買を停め犯す者は新酒出候者よりは錢二十貫文濁酒は五貫文、酒の賣買者は一貫文を徴することを議定す」(山形縣史)「天明六年九月造酒を半減新釀は一切之を禁ず」(山形縣史)

「米にて製造菓子類、近年新出餅菓子等品々有之候間、右等之者此以後相止、以前より致來候菓子類も多分に無之、頗減少致家業相成候一通、可致商賣旨、其向へ被仰渡候間此旨相心得却て米穀費さるゝ様に下々へ可申含候」(天明三年二月初田縣史)「今年非常之旱魃に付畑ものゝ實取覺束なく大豆は就中不熟たるへき由依て常に味噌之用方に心を可用右に付左の通 一、豆腐 一、納豆 一、大豆にて拵候菓子類 一、青大豆菓子御停止被仰候」(文政元年八月山形縣史)

「元祿十六年十月二十七日八戸藩濁酒及麴の醸造を禁ず」(八戸藩史稿)

「天保四年醬油タマリ之儀も來三月迄差留申候」(會津藩) (山形縣史)

(四) 粥施用及減食令

「元祿八年十月七日諸作不熟により日常の食事も出来る限り麩食を用ひ、晩食等は可成粥を用ひて飯米を貯ふべしと令す」(八戸藩史稿)「天明三年米穀不熟米高直に付粥を食すへき御觸有之候最も貧窮人は麩食喰ひ儉約を相守と雖も富貴の人は自身家内の儉約のみと心得違ひの人もあらんが我が身の爲に非ず貧窮の人に施行すると思ひ皆家々に朝夕粥を食すべし」(備荒録)「庶民は降雨風雪及冬期家屋にありて勞働に就かざる日は可成粥を食し米を餘すへし一ヶ年一人扶持米一斗八升の内三斗六升餘を剩すは易々たり」(備荒録)「天保五年正月酒井忠器御郡中の在米を以て上下人數に割合せ多少合積りに相渡し如何様にも端々迄も飢渴の者出来不申様取計可申旨被仰出候、依之有米穿鑿を遂げ來る二月より別紙の通合積被仰付候不容易事に候得共右之御事体奉恐察候

別紙

合積男五合、女四合(四才より六才迄男女共三合三才以下は二合)、召使男五合、女三合、譜代家來小兒同上、御給人同上(四才より六才迄二合五勺三才以下二合)」(酒井世紀)

(五) 穀物浪費戒令

元祿十三年上杉綱憲世上飢饉に憂ふと聞き「當地諸奉公人在々町々共に前々より無益之費有之候間當夏に至り世上一遍之迷惑に可及候依之當秋新米出候迄者五節句之祝並盆彼岸之餅等一向被致停止米穀之費無之様に可被心掛候今年取分米穀不足に候得ば随分何も儉約仕候而粗食を用飯米之内をも何卒餘計有之様に心掛其餘は拂米に仕少も米穀有之様可被致候事」

(ハ) 飢民救助

(一) 御救米、御救小屋(お助け米、お助け小屋)

天明大飢饉に上杉鷹山は領内數十ヶ所に救助小屋を建て男子は三合女子は二合五勺の割を以て窮民に施米し又人毎に味噌十匁、貧困甚しき者へは衣類をまで給與せり。(鷹山公世紀) 又津輕信明は米三合餘味噌少々宛を給して一時を救ふの料とせり(津輕信明公) 南部藩に於ては寶曆五年の飢饉に「盛岡城下に於ては市内三職人より二千二百五十兩の御用金を徴收し之を資金として市内永祥院圓光院の二寺に萱葺の小屋を建て一月二十一日より飢民の收容を開始した。前者の小屋は七尺一間にて四間の三十間(後に四間の二十五間のもの増築)後者は七尺一間にて四間の四十間(後に四間に三十間のもの増築)二月末には前者は千七百人後者は一千三百五十人を收容し一日米八勺の割を以て朝夕二回粥として(水一升に米八勺の割合)施行した。然るに係役人の不正、保温設備の皆無、施行食料の僅少等に依り收容せられた飢人の殆ど全部は餓死凍死した。施行粥は一体に糊の如く薄く鹽の味さへ殆ど無かつたので當時の飢人は「南無カニ陀佛ウスイ菩薩」と唱へ死んだと傳へられてゐる。(森嘉兵衛氏著 南部藩飢饉史の研究)

(二) 郷倉米の配給又は給與

郷倉の目的に三あり。一は飢歲に於ける窮民救助、二は年々の飯米融通、三は米價の調節之なりとす。而して藩の非常救済のために設置したる義倉たると農民が自助救済のため建てたる社倉たるとを問はず、凶歉に際しては之を開きて貯穀を給與し又は配給したり。「寶曆五年米澤藩大凶荒藩庫空乏を告げて十分に救助すること能はず僅に救粥を惠與したるに過ぎず領内の人民餓殍流離の慘狀を極む」(鷹山公の農政) 郷倉を開けるは各藩に其の例少なからざるも、果して飢民を救助し得るだけ富有

なりしや否やは蓋し大なる疑問たり。

(三) 富豪の救済勸奨

「寶曆六年正月二十三日、米澤の富商遠藤勘兵衛、奥山久四郎、高橋喜衛門、小嶋彌左衛門等米五十俵を醸出、南郷山間飢民を賑はさんことを請ふ。尋いで五十嵐伊總右衛門米五十俵、山田安右衛門十俵、吉井忠右衛門二十俵を献す。忠右衛門特に東郷山間飢民を賑はさんことを指定す」(山形縣史)かゝる例頗る多く、爲に永代苗字帶刀御免となり又は永々何人扶持等を賜はり或は當座の褒賞を授けられたる者も少しとせず。

(二) 米價調節

(一) 米及食料品の廉賣

凶歉は米穀價を極端に奔騰せしむ。されば藩主は藩庫を開いて廉價に拂米を行ふと同時に領内の富豪又は他藩より米穀を買入れて更に之を廉價にて飢民に供給せり。而して拂米に際しては「一戸三升限」とか「一人一日男三合女二合」と限定して之をなせるものなり。

(二) 富豪に對する強制廉賣

飢民救恤のために富商に對し強制命令を以て廉賣せしめたる場合亦多し。例へば「天保八年二月九日柴橋郡中村々の内米持衆へ御書付、九日に御役所に罷出候人々に者金谷原傳四郎門四郎外一人、才覺寺八之助、谷澤名主嘉兵衛、小泉村より四五

人其他にて米三百五十俵程山内云ふ通りに出し申候。米直段の儀も一俵三斗五升入代金三分二朱直段米一升代錢百六十文つゝ、此節平相場は米一俵金一兩の由。」(荒年記)

(三) 買占取締

米價高なるを奇貨とし富商は往々米穀を買占めて不當の巨利を貪らんとせり。されば買占嚴禁の法度を出し、嚴重に監視すると共に發見者を嚴罰に處したり。「享和元年六月二十三日去歲凶荒米價騰貴、米一俵金一分三朱に至る。細民頗る困苦す。而て富豪の徒往々米穀を占買す。訛言あり山形四日町新五兵衛、三條目村小八、二人協力米七千餘俵を占買せりと。細民最も之を怨惡す。是に至り最上川以東の諸村檄を傳へて激動す。寒河江領代官大岡久之亟其所管の響應せんことを恐れ、鎮撫頗る力め、且つ寒河江地方の米價を一貫二百文、實利を一割五分に減せしむ」(山形縣史)「安永五年八月十二日當郡商人とも一己之利潤を欲し、夫々買集酒田港へ積下け候故町在共米不足致し自ら直段引上げ此儘差置候而は追々高價に可相成尤當田方當時之模様にて時々押通し候はゞ相應の作柄にも可相成暫時之場合村々夫食差支候様相成候ては困窮買食之者とも必至と差支候間商人共無謂米買集川下け不致様嚴敷相達し云々」(御用留)

(四) 米價公定

米價騰貴は困窮百姓をして愈々困惑艱苦に陥らしめ「天保八年三月十二日白岩郷山間の村民數百人蜂起して白岩に到り廻米七分を置米とし、且つ米一俵金一分二朱に定價せられんことを請願す」(山形縣西村山郡史)「寛永十九年六月七日上杉定勝は當年米高直に付下々及迷惑候。以來者八木五斗に付銀子十六匁に賣買可仕候此旨相背き少も高直仕候者於有之者、見合次第過

料金子五兩可召置也仍下知如件」(山形縣史)と處々に榜示して公定米價を知悉せしめ且之を維持せんことを圖りたり。公定米價の標準を徒らに高きに置けば飢民却つて困惑し、低きに置けば他領よりの移入を阻止する結果となり、之が統制は極めて困難なるものにて寶曆五年の飢饉に南部藩は飢民のみを念頭に置いて公定米價を低きに定め、却つて餓莩流亡の悲惨事を現出せしむるの失敗を演じたりと云ふ。(舊南部藩飢饉史の研究)

(本) 代用食物及救荒食物の奨励

(一) 代用食物

「去凶年に驚き入在々粟、稗、麥、蕎麥、食物に成候物多く作り申候て油へ紅花不足に候菜大根當夏日照故虫付枯れ成長不宜候得共元來多分に仕付候故相應に間に合申候」(天明四年福島縣凶荒誌) 南部及津輕兩藩に於ても度々麥、稗、蕎麥等の代用食を奨励し馬鈴薯を植付けしめたることも一再に止まらず。「五升芋植立候へば一方食料助に相成別して凶作違作には専ら相用可然存候」(青森縣史) 天明三年七月上杉鷹山は「今年土用半より不順の氣候に相成田作出穂相後候乍去此上快晴にも相至候はゞ差障りにも相成間敷候得共諸國不作の間も有之候へば兎角用心第一の事に付大麥を蒔き來夏飯料の助けに致し可然候依之所持の田畑等へ麥を多く作る時は其身は申すに不及自然と一國の潤ひにも相成事に付無油斷麥作可爲致候」(鷹山公世紀) 而して之等の代用食物の植付を奨励すると共に他面之が製法を詳細に教へたり。福島縣守山藩は天明の飢饉に「凶作飢饉に及間候付儉約の食物品々相試み又は貧家に用候所の仕方並に萬糧物大方の覺」として

- (1) 儉約ダンゴ餅——麩カス粉五升、大豆二升、米の粉糠五升、粟か又は米の粉三四合、何れもかすの儘石臼にて細末にし

て早午勞の葉と山午勞の葉其外何にてもねばし草を入れ餅に致し候得ば十三四人家内にて二度の食になる。ダンゴ汁に致し大根菜入れ候得ば三度の食事となるべし。

- (2) 豆腐食——大豆一升を豆腐一箱にいたし至て粗相にしてきらすへ白米五合麥わり五合又相應の糧を入れ十人前の一飯に用ゆ。又糧入れぬ時は粥にして食ふなり。豆一升五合を以て十人前の一賄となる。

外に粉糠ダンゴ、菓餅、粉糠麩カスダンゴ、大糠物取合ダンゴ、粉飛あい、葛根、山トコロ、コンニャク餅等あれども省略。

- (3) 十合粥——白米一合へ水一升入れ煮ることゆる／＼念を入るへし。水つまり候節は初めの一升入候程の水積にさし水のたし又々煮立右白粥一人前の米五勺積の食事に相成候。但し糧入候得ば尙又食延申也急に煮たる粥は大きに損なり。(粥のことに付て備荒錄には新しき鍋にて煮たる物飢人これを食へば必ず死す。又粥に生水を入れて食へば暴死するものなり嚴に禁すべしとあり)

- (4) 儉約醬油汁——水一斗一升へ鹽一升入れ煮立て一斗に詰る其所へ鹽からの醬油一升入れ又醬油しぼりからの味を一升別に能く摺立置候て右醬油と一同に入れ直ちに桶に汲み上げ置き毎日の汁に用ふべし。醬油の代りに味噌を入れては損なり。(福島縣凶荒誌) 而して代用食に關する製法を最も詳細に記述したるは上杉鷹山の「糧物書」なりとす。

(二) 救荒食物

山野自生の草根木皮は、古來凶歉に際して争ふて飢民の奪ふ所なりしが、主として如何なるものが食用に供されしかは各地によりて多少の差異あるも、「備荒錄」に依れば

(1) 食用草木根の部

いけま、はつゆり、ほぎ、まごころ、わらび、かまつのそぶじゆい、つるば、つばな、うばゆり、のあきみ、のびる、くす、くさすぎかづら、くろくわる、こもつのあまな、あしつの、きんゆり、きんやう、まがらすうり、しろね、しやうぶ、ひるがほ、ひゆ、ぜんまい。

(2) 食用草木葉莖の部

いたどり、いのこつち、いらくさ、いぬひば、いものき、いふきがらし、いはたはこ、はんぎん、はん、はまあきみ、はこぐさ、はりきり、はなあふひ、はげいとう、はちじやうさう、はなごけ、はないかた、はす、はぎ、ほぶぎ、べにはな、とろゝあふひ、どろふ、ちしはり、りやうぶ、おほばこ、をこごめし、をこごよもぎ、をみなへし、わすれくさ、はちらけつめい、かまつた、がま、かうもりそう、かはつき、からすのえんどう、かがいも、かうす、かきどをし、たらのき、たねつけばな、たんぼゝ、れんげそう、つりかねにんじん、つば、つるむらさき、つくつくし、ねふのき、むくげ、うるし、うごぎ、うつほぐさ、のげし、くにせり、くさぎ、くちなはじやうご、やぶれかさ、やまごぼら、やまからばし、やはつさう、やどりぎ、まつむしそう、またゝび、まつば、まくり、ふゆあふひ、ふち、こあかす、あをたちわら、あをたまのき、あかぎ、さいかち、さきごけ、さくらがは、きのり、きつねのあきみ、きばふし、きくいも、みづたからし、しばな、ゑんじゆ、ゑのき、ひめあきみ、ひめたびらこ、ひやくぶ、みみぢさう、ぜにあふひ、すゝめのえんどう、すひかづら、すいば、すゝめのひゑ、すべりひゆ、すいな、すぎな。

(3) 食用草木花實の部

いちろ、はしばみ、ときはあけび、こち、よもぎ、つくばね、のびる、くぬぎ、くちなし、までばらひ、まつのはな、

あかゝし、あけび、さゝのみ、ささげ、ぎやうちやにんにく、みづぶき、しらかし、しろのみ、ひし、せんじんこく、以上の如き救荒食物の調理に關しては「郡吏員は貧家へ入つて食物の厚薄を實見、山野の根、有毒無毒草木の種及製法等を懇示すべし」(守山藩)

(一) 有害食物の注意及救濟藥法

(一) 有害食物

天明三年會津藩の記録に依れば

「山野の粗糧を食ひ胃熱を生し病に成りたる時は小豆粥を煮て啜るがよし。必ず大豆、こぬか、松の皮、漆木の實、菓餅、藜戸(オモト)の類は食ふべからず、浮腫を生ず、山野の糧食ふ時は能く制すべし」と「備荒錄」には有毒植物の種類として、みやましきみ、てうせんつゝじ、たからつぎ、みづもと、につゝじ、まむしさう、たけにぐさ、いぬたて、つんばくさ、くさのわう、はしりところ、ばいけいさう、ざせんさう、やひとばな、なつたうだい、たかたうだい、とうたいくさ、せんにんさう、かはなすひなへわり、さわうるし、むさしあぶみ、さるとりいばら、うじころし、とりかぶと、を掲ぐ。

(二) 救濟藥法及飢民救恤法

凶作飢饉の後には疫病の流行を伴ふこと多きが故に、各藩救濟法を頒布して警戒せしむ。例へば天明四年長瀨、尾花澤役所の頒布したるものを掲ぐれば

時疫ばやり候節此薬を用ひて其煩をのがるべし。

- 一、時疫には大粒なる黒大豆をよくいりて一合、甘草一匁水にてせんじ出し時々吞てよし。右は醫涯に出る。
- 一、時疫には茗荷の根をつきくだき汁をとり多く飲みてよし。右射後備急方に出る。
- 一、時疫には午房をつきくだき汁をしぼり茶碗に半分つゝ飲て其の上桑の葉を一握り程火にてよくあぶり黄いろになりたる時茶碗に水四盃入二盃にせんじて一度飲みて汗をかきてよし。若草の葉なくば枝にてもよし。右孫真人食着に出る。
- 一、時疫にて熱殊の外強く氣ちがひの如く騒ぎて苦しむには芭蕉の根をつきくだき汁をしぼりて飲てよし。右射備急方に出る。但一切の食物の毒にありたり又色々の草木、きのこ、魚、鳥獸など食煩ふに用ひて其死をのがるべし。
- 一、一切の食物の毒にありたり苦しむにはいりたる鹽をなめ又はぬるき湯にかきたて飲てよし。但草木の葉を食ひて毒にありたりにはいよくよし。右農政全書に出る。
- 一、一切の食物毒にあたりてむね苦しく腹張りいたむには苦參(くらゝ)を水にてよくせんじ飲食を吐出してよし。
- 一、一切の食物にあたり苦しむに大豆の粉をこふばしくいりて、白湯にて度々飲みてよし。
- 一、一切の食物にあてられて口鼻より血出て悶へ苦しむには葱を刻みて一合水にてよくせんじ、ひやし置て幾度も飲むべし。血出やむまで用ひてよし。
- 一、一切の食物の毒にあたり煩ふに大粒なる黒大豆を水にてせんじ幾度も用ひてよし。魚毒にあたりたるにはいよくよし。
- 一、一切の食物の毒にあたり煩に赤小豆の黒やきを粉にしてはまぐり貝に一つ程づゝ水にて用ふべし。獸の毒にあたりたるにはいよくよし。

一、菌を食あてられたるには忍冬の莖葉とを生にてかみ汁をのみてよし。

右之薬凶年の節邊土之者雑食之毒にあたり又凶年之後必疫病流行事あり、其爲に簡便方を撰むべき旨依被仰付(山形縣史)又直接救薬の記録としては「天明四年六月中旬御郡中時疫流行別而弘前甚數死人夥數候依之施薬仰付薬數五萬帖余被下置候此外色々御手を盡させ御救被下置候」(青森縣史)「天明三年時疫にて家内死亡なす者多く病人共村々有之醫師を巡回せしめられ人蔘は藩の費にて療治被仰付」「飢人集れば穢臭病を生ずるものなり。故に醫員をして消毒なさしむべし」(會津藩凶荒誌)「飢人を救ふ時は先づ布片を湯に浸し臍腹を懇切に數回撫でれば自然と回生すべし。其時白湯の中へ味噌汁又は飯の取り湯を少し加へ攪嘸しめ腹中を滋潤し其後薄粥を次第に濃くして啜らしめ漸次軟飯を與ふべし」(忘飢草)而して格別の注意を拂ひたるは長き冬籠りの雑食より春季農繁に際して食物の異常變化の爲身體の組織に變調を來さしむるの點なりとす。

(ト) 儉約令

(一) 武士階級に對する布令

寶曆五年九月二日八戸藩儉約に關する布令を發す。

- 一、御家中大小身に不依木綿着用可致事。但上下着用之節絹紬致可着用事。但正月のしめ着用之義是迄之通。
- 一、御側廻上下着用之節御紋付着用之事。
- 一、御佛參御禮參等の節は御供に罷出面々は有合之絹布着用之事。
- 一、婚姻並元服之式萬事簡略を用ひ結納引出物等取遣之義無用之事。

一、役場是迄之通御用捨之事。

一、料紙、鼻紙、龜紙相用候事。

一、妻女親類他郷之尋問見舞之義は病氣之節は格別平日見舞付届堅無用之事。

一、音信贈答之義先達被仰付候通堅相守申可達候事。

一、葬送之式是迄重く執行候様相聞得候に付ては無相應之義を慎しみ輕微に取計可候事。(八戸藩史稿)

而して藩士一統に對して儉約を命ずるに際しては先づ藩主自ら之を實行し、朝夕の粥食及一汁一菜は勿論燈火の果まで氣を配り「常に御行燈を用ひけれ共御夜食の折は暫時蠟燭に替らる。御膳濟ませらるゝや否や直ちに御蠟燭を消させ給ふ。故に一挺の蠟燭を數日用ひられしと云ふ」(酒井忠徳公存耳録) 然る後に徹底的なる大儉を勵行せるが常なりき。天保の飢饉に「龍山公齊邦(伊達)氣候不順を患ひ自ら節儉を主とし膳を減じ粥を食するに至る。歌舞音典を停止す。藩士一夜慰めんものとして月見の宴を張らんとせしに、ふるさとの秋を思へば長月の今宵の影も見る空ぞなき、と仰せられ却つて懇々として藩士を諭されしと云ふ」(宮城縣玉造郡史)

(二) 農民及庶民階級への布達

天保六年十一月上ノ山城主堀田正睦勸農節儉の令を領村に布達し仍て請書を徵集す。

一、村役人始め惣百姓の衣服、手おり木綿に限り着用可致候。青梅さん留、眞岡ゆふき織の類着用致間敷、ゑり袖口たりとも太織つむぎ絹以上之品決而相用申間敷、但村役人、御用達、長百姓持高十石以上の者は木綿之羽織可致着用、紐も木綿打を用ゆべし。其以下小百姓は羽織着用不及候事。

附 割元中村五兵衛並醫師は冬太織夏絹物着用可致小百姓水吞並奉公人、木綿合羽、足駄、雪駄、裏打草履、革緒の類決而不相成常にしわらし草履を用可事。

一、村役人初め惣百姓妻娘等之衣服右同斷。但村役人御用達醫師之婦女はゑり口、袖口、帯は太織細迄御用捨、長百姓十石以上之者、婦女は帶太織迄は御用捨之事。

附 べつこう金銀の櫛、かふがい、かんざし、布のかせ、青紙日からかさ、蛇の目からかさ、雪駄、黒ぬり下駄、革緒、天鷲絨緒之類相用申間敷候事。

一、祝儀事に而客相招候は、膳部一汁一菜酒三献、肴二種に限り客は親子、兄弟、祖父、孫、伯父、甥、甥、舅、本家、分家、組合向三軒兩隣之内十人に限り其外他人相招申間敷、婚禮の節媒は別段之事。

但右之節村役人一兩人立合客名前改名主方江記置可申勝手働之者は四五人に限り候。尤平日濁酒手作之分は無據用談等に而振舞には小勢二三人までは不苦候事。

一、驛場町並往古より渡世來候場所は格別、其外於村々煮賣居酒は不及申、干菓子、餅菓子之類商ひ決而致間敷候事。

附 蠟燭は筆墨紙類之外小間物商ひ決而不相成並願なくして實物の渡世決而不相成事。

一、御用に而役の諸役人休泊賄之儀一汁一菜に限り酒肴等一切差出申間敷事。

但時宜に依り暑寒のため食事時分酒汁差出又は數日調物等有之節輕き茶菓子之類差出候儀は不苦候事。

一、若者共祭禮日或は夏向等寺院堂宮に集り酒食又は寢泊り等致し候儀無用之事。

附 若者仲間と號し村掟を破候迎酒肴等爲買候儀有之向後若者仲間と號候儀堅く停止、且又年若之者大勢打揃拜詣に罷出候儀決而不相成。年輩之者にても留守農業差支無之者は格別、農業不精諸上納物親類村役人組合等之辨納に

相成候者同様不相成候事。

一、家作之儀たどひ高持の者にても分過候家作又は花麗之造作等堅無用、梁間五間、桁九間以上の屋造りは新規建替共繪圖面を以て役所江相達、古來より有來は格別、驛場之外立關付上段之間、新規は不相成、長屋門取建水帳以來舊家の者は願の上可被仰付、新家分家等にては不相成候事。

附 髮結床之儀船町村、高湯村、御陣屋下柏倉村の外新規に初候儀決而不相成、是迄仕來候分も農業專一にいたし暖簾、障子等取拂、髮結後世追々相止可申事。

一、音信贈答之儀、重き吉凶に付親類組合之内は田畑有合之作物等贈候は、心次第高持の者にても金子衣類酒肴等相贈候儀無之事。

但醫師、檀那寺への附届は制外之事尤且那寺其外寺院等之入用、兼々積置候は格別一がい大金差出候儀可爲無用且諸上納物村役人親類、組合之世話に相成候程之者は積立たりとも無用に可致事。

一、郷方諸役人は不及申御家中之面々へいさゝかの品にても決して相贈申間敷事。

一、男女子供祝儀高持のものにても雖は紙雜か又は人形に候は、五寸以下の品一對に限り、幟は紙にて一本に限り可申候出生髮置紐解其外祝儀之節作物等手輕之品相贈候は不苦候得共客など大造に招候儀無用之事。

一、新葬之儀は棺中取納方心を盡し丁寧に可致候。寺への施物は分限に應じ心次第に候得共送葬之式分限越へ儀手重之儀決して致間敷途中又は墓所に酒樽等出し置勝手に振舞又は居宅にても佛事とて新葬に不限大勢打寄及酒宴候儀決して致間敷候事。

右之條々堅相守り大小之百姓農業出精いたし儉約の儀少も油斷致間敷候。若相背もの有之者當人は不及申名主組頭五人組

迄可爲曲事候可得其意者也」(山形縣南村山郡江俣村文書)

(チ) 貢納の宥免及借金の處理

(一) 貢納の宥免

唯一の課稅物件たるべき米穀が無殘なる打撃を蒙りては貢納は納めんとして納め得べきに非ず。されば貢賦減免に關する記録は極めて多し。然しながら當年の減免に止まるか二三年に及ぶか、又其の範圍及程度等に關しては各藩に一定の方針なく凶作飢饉の程度と農民生活の窮乏状態を推察して時宜の手段を講じたるものなり。但し特異のものとしては元文二年米澤城主上杉宗房の執りたる政策にて即ち次の如し。(大政秘鑑)

「今年元祿以來百姓次第に困窮に及年來の未進夥しく疊り彌増困窮に及御年貢不納なる故御國用も逼迫なり。依之御評議の上都て古來の未進七ヶ年の間收納を御免御取立無之當收納計御取立之處、百姓共我もくと進んで租稅を納む」

(二) 年賦償還

寶曆五年の飢饉の餘殃深刻を極め「同七年丁丑四月漆山代官平岡彦兵衛、去る歲以來凶荒の情を陳し米八千二百石を公借し又毎歲返濟する所の舊債米四百二十二石金百十三兩余を七ヶ年据置の後二十ヶ年賦、一ヶ年米四百十石返納となし以て窮民を救助せられんことを請ふ」(山形縣史)漆山領は幕府の直轄なれば平岡代官より幕府への陳情なるも、天明八年八月の山形縣村山郡名主茂右衛門文書に「安永九年より天明二寅年迄三ヶ年惡作にて卯年より未迄五ヶ年之内は年々飢夫食種粉拜借仕候へ

共何れにても返納手段無御座候に付、先達江戸表まで惣代爲差登五十ヶ年賦奉願上候所右打續困窮難儀之次第被爲聞召譯羽州代官様方御吟味御糺結、四十ヶ年賦に御伺被下置候所願之通御下知可有御座候間歸國仕候様被仰付惣代共罷下り右之趣小前へも申聞候處、其後嚴重之御吟味にて卯辰兩年拜借分は十八ヶ年賦被付、其外の方は御定法通五ヶ年賦返納可仕旨追々強て被仰渡候」蓋し五ヶ年賦は御定法なりしと見ゆ。

(三) 利子切捨又は借金棒引(棄捐)

利子切捨又は借金棒引(棄捐)は多く藩の財政救済と武士階級の困窮緩和の爲に行はれたり。例へば天保十二年十二月二十三日酒井忠發の布令に(酒井世紀)

「打續く莫大の御物入相嵩み必死と御難迫の御事と一同も奉恐察嚴重御取締は勿論、猶夫々被仰出候品も無之候ては御凌難相成不容易御時節に候得共御趣意被爲在今度諸役所借借金利分引捨、合金年賦返納被仰付候。

一、御家中の面々諸役所借借金丑之暮迄之貸金、寅之暮濟、殘之元金合金三十年賦返納之事。

一、御切米御扶持共三十年賦に割合一ヶ年之返納金、高百石に付二兩の割合に相當り不申分は、土口木戸番金等之割合を以て返納之事(以下略)

「寶曆六年九月御郡内借貸一統無差別に被仰付候」(津輕舊記類)

又利息制限令としては文政八年六月の片倉宗景の御觸に(刈田郡史)

「相對借金の利足十五兩一步より高利に相貸間敷旨寶曆年中被相觸右振今に通用致來候所此度御吟味の上十五兩一步は被相禁月二十五兩一步の利足に被相置候條此末に二十五兩一步より高利に貸間敷事」

(リ) 賑 貸

(一) 夫 食 貸

天明三年の大飢饉に「私共村々去卯年大凶作飢饉にて去冬中より追々御手當飢夫食並種粍等迄拜借仕り其上御私領御物成米の内御買受被下置品々廣大之御救を以て村々小前餓死不仕御田畑相續仕難有奉存候」(山形縣北村山郡史)

又福島縣相馬藩に於ける天保飢饉の記録に「中郷へ相立候御領地新百姓當作不熟に有之實候分も出來方後れ新米迄指支之義も可有之仍て米六十俵物借被仰付」以上の如き記録は各藩に頗る多し。

(二) 種 粍 貸 其 他

天保五年福島縣相馬藩の記録に「稻粍二千俵内郷より上げ納借年賦上げの事」とあり、天明の飢饉に福島縣守山藩にては「困窮の百姓種粍不足に付來年夏迄無利子貸與」其他稗穀、馬鈴薯等の種も貸與せり。

(三) 農 具 貸 與

天保五年二月十一日津輕信順は「尊慮を以鋏一萬挺鎌一萬挺弘前鍛冶共へ被命御染筆を御出し百姓共へ給りける」(駒水物語)天保年間福島縣相馬藩に於ても亦「村々一番札の者共へ褒美金並農具爲取之、其上一家取直仕法金十兩宛御利息五十年賦貸付二番札者共迄貸付、夫より六七番札者共へは次第を以て褒美金農具のみ爲取之」

(又) 武士及富豪階級への強制策

(一) 武士階級に對する強制借上

武士階級より強制的に封祿を借上せることは枚擧に遑なし。恐らくは満足に表高を支給せられたるは皆無に等しかるべし。(秋田藩に於ける借上は既述せり) 元祿十四年三月「近年諸作不熟のため藩の經濟窮困を告げ止むなく諸士に百五十兩の貸上を命ぜり」(八戸藩史稿)

享保十一年正月八戸藩借上金の割合を定めて、

- 一、本田高は百石三兩積り、新田高は百石一兩三分。
- 一、金成御切符高百石二兩積、但御切符取七兩二人扶持迄。
- 一、御藏米御切米高百石五駄積、但御藏米御切符共に二十五駄取迄。
- 一、御扶持高百石五駄積、但十人扶持迄右之割合にて御借上被成地方取之面々春夏十月の三度に無滞手前より上納可仕候
- 一、御借上金未進仕候は、翌年地形御取上高之分にて可被下候。
- 一、御切符御切米の面々其内にて御指取可被成事。

又天明三年家士給祿の半減借上、其他三分ノ一、四分ノ一等の借上は頗る多し。東北各藩に於て亦然り。而して借上は其の性質に於ては減俸とは異なる所あるべしと雖、凶作飢饉に於ける借上は容易に返済さるゝこと無かりしと同時に、慣習的に減俸同様、年々繼續して藩財政の緩和さるゝまで借上を命ぜられたることも少なからざりき。「天保四年八月御目見得以上登城

御染筆拜見右は大凶作に付御家中有人數四合扶持菜錢渡被仰付候」(青森縣史)之全俸給の借上なり。

(二) 藩士淘汰

元祿八年の大飢饉に際し津輕信政は御家中及諸職人の大々の淘汰を行へり。即ち

惣人數 千六十人 内 千十二人 御國の人 四十八人 江戸の分。

高 合 三萬九千七百五十七石五斗七升五合

此 米 二萬三千七百四十四石五斗四升五合

而して米澤藩、佐竹藩、津輕藩、南郡藩、其他各藩に於ても藩士の土着を許し「去る卯年凶歲以來廢田多有之候に付天明四辰年十二月御家中面々勝手次第在宅之上致開發候様被仰出云々」(青森縣史) 積極的に淘汰すると同時に土着を獎勵して消極的に藩士の淘汰を行へり。

(三) 富豪又は百姓よりの借上

領内の富豪に對し賦納を命ずることも頗る頻繁なりき。「天明三年十一月藩の財政漸く缺乏して止むなく町村を問はず領内有力者より救済用金の一時借上を命ず、其の重なるものは金五百兩石橋徳右衛門、金五百兩近江屋孫兵衛、金三百兩七崎屋半兵衛、金百兩宛近江屋市兵衛、丸屋庄次郎、大塚屋又兵衛等の如し」(八戸藩史稿) これより先八戸藩は享保十九年七月領内惣百姓に借上金を命じ「領内惣百姓へ高一石に對して百文宛の借上を命ず、當年も天候不順早魃にて穀稔らず、早損青立の損毛高五千八百石餘に至れり」と。

(ル) 領民引留及人口減少防止

(一) 退散者防止

元祿八年の大飢饉にて八戸藩にては流亡退散者續出せる爲、同年十一月十九日領内代官に通告したる布令の中に「所々御百姓共及渴命候者於有之は早速人數書上可被申事、附乞食に出候者は其所々御代官札を出可申事」として之を取締り「天明五年三月去る年大凶作に付施行小屋にて御養之者共一人に付米三升錢五文目づ、被下各在所へ御返し被仰付候惣人數百七十人、天明五年四月七日弘前楮町施行小屋に罷在候非人三百余人有之候を不殘其在所々々へ相返し其の中孤獨者十三人には米一斗五升錢五文づ、被下耕作方被仰付候病人十七人をば馬に乗せ其の出生の村々へ丁寧を送り届又は丁助(乞食頭)に御預も有之候(津輕舊記類)

(二) 捨子及墮胎禁止

捨子及墮胎等の惡風は平時に在りても頗る多かりき。殊に凶作飢饉に際しては其の弊甚しく、宮城縣白石の片倉藩の如きは女兒悉く其の厄難に遭ひ「安永年間の調査に依れば百姓一萬一千九百七十人中、男六千七百二十人、女五千二百五十人、男女の差一千四百七十人、家土惣計一萬二千三百三十人中、男七千二百十一人、女五千百十九人、差二千九十二人、女不足は實に三千五百六十二人、従つて隆々たる男女も結婚難に墜り大金を投じて出羽より女を買ひ來れるが、中には其の爲に一生借金に苦しめらるゝ者多く、借金する能はざる者は他家に奉公して終生を小父株の賤稱を呈され農奴として終れり」(封内風土記)

而して山形縣金山領に於ても貞享年間及元祿年間の人口統計あるも(金山村舊記)總人口四千三百人中、男二千五百人、女一千八百人の間を往來し出産は男六十四五に對し女は三十二の半數を占むるに過ぎず。又八戸藩に於ける元祿八年十一月十九日の布達に「捨子の義は先年度々被仰付候通堅無用致可若左様之者有之は其所之者見通不仕憐みを加へ置御代官へ可申出事」なほ各藩に於ける墮胎禁止の法令は極めて多し。

(オ) 安寧秩序の維持

(一) 浪人乞食等の放逐及入領禁止

元祿八年八月五日八戸藩に於て諸勸進乞食類の取締禁令を出して「諸勸進乞食の類町中へ入るを禁じ、大工町黒ヶ澤町八ツ屋常海町の入口へ標札で辻番所を設く」と天保三年八月福島縣守山藩に於ても亦「物賣の類都て行衛不知者止宿等は不及申非人類御領内に不入立建札致し勿論番人制し可申候事」而して領内の乞食、浪人等極力放逐に努む。天明三年八月二十六日福島縣會津藩の家世實紀に「他方より入來れる諸浪人乞食の類は直ちに追返す様申付く」とあり天保七年二月福島縣守山藩記録にも亦「公儀御觸の趣並帳外草隠人共忍入候義に付度々相觸候處心得違の村方有之哉相聞不束至極に候」

(二) 博奕並勝負事嚴禁

天保四年九月山形縣南村山郡江俣村文書に「堀田氏所領江俣村協議し、博奕諸勝負決而仕間敷若心得違の者有之過料無用捨差出可申事」又山形縣東村山郡史料にも「博奕には見當次第貸料錢五貫文、見通者にも同様申付く」と見ゆ。

(三) 盜難及火難豫防

天明四年正月上杉鷹山飢饉のため「此間世上付火有之其上小盜諸所に繁く有之段粗相聞候今年の年並柄旁殿敷用心無之難相叶に候。依之町内致立番怪敷者見當り候はゞ召捕町奉行所に引渡候様被仰付」又天保四年九月山形縣柏倉領堀田侯は「田畑之作り物何によらぬ耕作之類多少に不限是迄數ヶ所にて度々紛失仕候條當年之義別して迷惑成事、百姓相互に欺け敷候に付第一稻の義は大凶作の上少分たり共被盜取候ては地頭は勿論小作人まで迷惑仕御年貢米上納筋にも難儀仕候間野合所々に番小屋立暮六ツ時より明六ツ時まで順番に相勤可申候。(中略)相あらはれ出候はゞ當人竝宿相糺盜取品不殘爲差戻、其上米二俵近所組合取立差出可申候。當人は片髪削落し赤頭巾させ葬式の折先に立可申候定」天保七年福島縣守山藩の布令に「郷藏の義は勿論盜難火の元等彌々油斷無之様相守可申候」

(四) 騒擾警戒

明和の飢饉に際し八戸藩に於ては徒黨強訴に關して布達して曰く。(要記秘鑑)

「近年百姓共大勢申合領主地頭屋敷門前え詰致強訴候類多有之右之通大勢御府内え立入領主地頭屋敷門前に集剩往來をも妨候段公儀不届之至候然共愚昧のものとも心得違候ての仕業故是迄は重き御仕置も不申候。以來右跡御府内え立入領主地頭屋敷門前に相詰候はゞ召捕於奉行所に吟味の上理非の無差別頭取の者は重き御仕置に申付其余の百姓共も縦へ門訴に不加と候も一同咎申付候」天明三年八月二十二日福島縣會津藩に於ても亦「米騒動に不及様檢斷に申渡す」とあり。「民間備荒錄」にも「飢饉の際は第一に一揆の起る憂あり」天保六年山形縣上ノ山城主堀田侯も亦「不依何事一味同心神文の

義は不及申上惣て徒黨之間敷義一切仕間敷候若相背候もの御座候を及見及聞申候をも隠置、後日に顯はれ申候はゞ名主組頭五人組迄曲事被仰付候御事」と申渡したり。

(五) 騒動の鎮壓

米騒動及農民一揆等に對しては之を鎮壓するに慰撫を以て臨むか又は威嚇、捕縛、彈壓等の手段を用ひたり。

「寛延元年十月二十二日村山郡水澤村百姓大八、白岩郷諸村を代表し、頻年凶作人民困乏せるを以て貢賦を寛宥せられんことを奉行所に公訴す。捕れて獄に下され翌年正月九日獄中に死去す。因つて鎮定す。」(山形縣西村山郡史)「天明三年七月二十日青森にて端々の者三千人計徒黨を結び各棒熊手類を携へ富高の家へ押入狼籍に及び家屋倉庫を破壊せしため潰家三十軒餘に至ると云ふ。右は銘々錢を持合せ候へ共商米無之餓死に及候に付富豪の家倉を毀ちしなり。彼等諸色を買占致し候事を怨みしと云ふ。(中略)大組足輕へは鐵炮玉藥御渡被成候て直ちに鐵炮火繩烟りを立て嚴重の体にて町中相廻漸く鎮撫致候」(津輕信明公)天保の飢饉にも「白岩郷山間の飢民數百名蜂起す幕吏出で、之を鎮撫するも能はず遂に頭目三十余人を捕縛す。」(山形縣西村山郡史)

(7) 幕府及他藩への求援

(一) 幕府への求援

寶曆六年三月九日新庄城主戸澤正誼「寶曆乙亥年(五年)領内登らす大に飢餓す。貯蓄民を救ふに足らず、幕府米三千石貸借

を乞ふて救助す。幕府備荒充ざるを譴責して、正誼に差控を命ぜらる。三月九日より五月六日に至る。」(山形縣史)と「天明三年十二月二十五日御領分大凶作に付金壹萬兩公儀より拜借被仰付候」(津輕藩舊記類)「寶曆六年二月二十七日八戸藩累年凶作の故を以て幕府に貸下米を乞ふ。然るに閣老より信濃守へ附箋を以て不許可の旨達せらる。」(八戸藩史稿)其の外東北各藩へ幕府に求援、以て凶作飢饉の非常對策を講じたる場合尠しとせず。

(二) 他藩への求援

元祿七年南部藩に於ては「他領より種粳の買付を行ひ農民に之を貸與す」(南部史要)「天明三年九月二十四日仙臺領より御拂米の請求あり、御當領に於ても飯米不足の爲御斷り。其他三春、秋田、最上、白石等の諸侯より前後相尋いで御請求ありしも悉く謝絶せらる」(鷹山公世紀)「天明三年八月大阪並に出羽越後其の外近領より御買穀手宛買人被差向」(福島縣守山藩)「天保四年十月上ノ山城主松平信實所領越後國三嶋刈羽兩郡内の米穀を回漕せしめ價を減じて糶賣し以て飢民を救助す。又種粳五百俵を伊達氏に借り、郷村に頒賜す」(山形縣史)之蓋し津留を行ひて米穀の他領輸出を嚴禁したりし封建時代に在りては他藩への求援は並ならぬ苦心なりしなり。宮城縣加美郡史に依れば福島縣伊達郡より暴徒鎮定の求援あり。曰く「寛延元年六月早損田畑二十二萬一千二百石餘損害す。二年夏秋の洪水三十二萬石餘損亡。十二月伊達、信夫兩郡四十八邑の農民四千餘人本年の不登に因り訴訟するあらんと幕府代官神山三郎左衛門が桑折役所を圍繞騷動す。是に於て代官我に援勢を乞ふ。因つて兵凡そ三千人を遣る。尋いで衆散す」と。かゝる記録は極めて珍らしきものならん。

II 恒久對策

(1) 備荒儲穀

備荒儲穀を主体に依りて分たば、一、幕府のなしたるもの、二、藩のなしたるもの、三、農民各自のなしたるものとなり、内容に依りて分たば、一、義倉、二、社倉、三、常平倉となる。詳細に關しては別稿「郷藏に關する調査」に之を譲り、東北各藩の施設及農民自身の備荒儲穀に付て左に概述すべし。

(一) 各藩の備荒施設

各藩は夫々備荒施設をなしたり。幕府の命令に基けると、各藩の自發的意思に出發せるを問はず、備荒儲穀の必要を痛感し因つて施設をなしたるは軌を一にす。而して其の最も古く且つ特色の大なるを會津藩にして、最も内容充實して目的達成に至大の効果を發揮せるを米澤藩とす。即ち會津藩のそれは「承應元年貸金一萬一千二百兩余千家中明曆元年置社倉」(土津靈神言行錄)とあるに徴し今日より約二百八十年前にして備荒儲穀は因より、新田開墾、土木事業、感化救貧等の施設まで之を運用せり。寛文六年社倉法の外に常平法を併用し糶糶を方法にて米價調節を圖りたり。米澤藩に於ては寶曆の飢饉に際して「藩庫空乏を告げて飢民を救恤する能はざりし」が故に上杉鷹山は安永三年六月米澤市北寺町に幅三間長各二十間の備荒倉五棟を建設し備糶をなしたるが天明三年の凶荒に依り悉皆蕩盡したるを以て同年より毎年糶五千俵、麥二千五百俵の目安を以て二十ヶ年を期し糶麥合計十五萬俵を蓄積する方法を定む。即ち元締所、勘定所、役所、三局合議二十ヶ年蓄積の計算書左の如し。

- 一、一萬六千六百貫文 天明三年之秋凶作に付新救郷御借付
- 一、一萬二千九百十九貫文 當春御借付作仕付夫食代小國分共

但利息七ヶ年賦御取立被仰付候分

右利息七ヶ年分

- 一、六千二百一貫二百十六文
- 一、三千二百七十七俵

粃御藏量有粃五千六百五十七俵の内二千三百八十俵上米にて御繰替御貸付分引残

- 一、八百五十二俵

右同斷有米四百二十六俵粃にして

- 一、千四百俵

内中津川粃去年中より當夏迄御借付取立申見詰にして

- 一、千六百俵

外中津川右同斷

- 一、四千二俵

御備米藏有粃

- 一、三萬俵

粃御藏御借付利粃御仕切粃當納共御備付取申分一ヶ年一千五百俵づゝ二十ヶ年分

- 一、一萬千九百八十俵

小國御備利粃足三百七十七俵年賦當納二百八十二俵合五百九十九俵づゝ年々御備引取にして二十ヶ年分

- 一、三千四百二十兩

御家中御借金錢都合三千兩の利足五歩にして一ヶ年分百八十兩づゝ天明五年より末十

- 一、三百兩

九ヶ年分御代官所御引除の内御取上にして

- 一、二百四十兩

御代官所御引除の内御取上にして

- 一、三千兩

青苧一駄十兩積に一圓帳へ相立候處二分にして賣延

- 一、六千兩

諸所御開發地御出方一ヶ年に百五十兩づゝ

- 一、一千七百兩

放買代御潤益の内一ヶ年に參百兩づゝ差出申積にして

- 一、一千七百兩

青苧御藏生育御備之内一ヶ年に八十五兩づゝ御差出

俵粃五萬三千百一十一俵金一萬四千六百六十兩錢三萬五千七百二十貫二百十六文

右金錢を以て麥御買入六萬二千五百五十六俵一俵六百元直此代三萬七千二百九十三貫六百元粃十萬三千七百七十五

文積り此の代七萬千七百二十六貫六百十六文

合粃十五萬三千四百二十八俵 二十ヶ年分總高 麥 六萬二千五百五十六俵

而して此の仕法は崩さざる様に嚴達精勵大いに努めたる結果として「凶荒備貯蓄の方法施行せられし後五十年天保凶荒の際に我が米澤は一人の飢餓に斃れし者なく、明治四年廢藩の際士族に十萬俵を惠與し又一萬五千圓を出資して米澤館山製絲場創立の資とせられたり」(鷹山公世紀)を以て米澤藩の備荒施設が如何に堅實なりしかを推知するに足らん。他藩の諸例は省略す。

(二) 郷村及農民備の荒施設

郷村に於ては富有の者相集りて協議の上、各自夫々出穀して自發的に備荒施設をなしたるもの少なからず。例へば本間光丘は安永年間屢々米粟等を出穀して備荒倉の充實に貢献し(本間光丘翁事歴)天保四年十一月山形縣東田川郡押切村に於ては加藤與一右衛門、阿部彦右衛門、菅原九左衛門、加藤惣七の七人が發起し郷中を勧誘して社倉を設立し、嘉永年間宮城縣遠田郡北浦村の素封家鎌田俊三氏は私財を以て數ヶ所に藏を立て粃八百石を貯藏せり。其他かゝる記録は頗る多く、之等は皆凶荒豫備窮民救助の目的を以て富有者が自然的に備荒施設をなしたるものなり。備荒倉は凶荒に非ざれば開かざるを本体とせしが、時勢と共に經營方法も變化し、平年に在りて飯米に困窮せし農家は一時の融通を備倉に求めて出來秋に至り利米を附して返還する方法を案出するに至れり。此如自治的に經營せられ農民經濟の實際に觸れて其の効果を發揮することを得たり。

更に各農家に在りては住家に接して納屋は土蔵を建造して備荒に施用するを常とせり。即ち秋の收穫物を收納して貯穀し年々其の余剰を貯へて凶作の備となせり。而して貯蔵物は獨り米、麥、粟麥、大豆等穀類に止まらず、野菜の如きも極めて原始的な乾燥方法なりしが、可及的多量に貯蔵に心掛くるを怠らざりき。凶作には青き草葉ならば何にても蓄へよとの命令ありたる程なり。

(口) 農事告諭

(一) 一般的注意

農民に對しては各藩に於て夫々農事告諭を布達し、以て凶作の未然防止に努めたる跡歴然たり。貞享四年二月津輕藩諸代官に訓令すること左の如し。(要記秘鑑)

- 一、面々支配所只今雪の深淺注進可申事
- 一、面々支配所雪消つくし候段注進可申事
- 一、面々支配所種粃貸し候段蒔仕廻候段兩度注進可申事
- 一、面々支配所田を打始半惣打仕廻三度注進可申事

右田打仕廻同植付仕廻に、共大風の積只今可申聞事

元祿十六年二月及四月に諸種の注意に關し農家に告諭を發して曰く。(津輕信政公事績)

- 一、立春は草木の氣を請候に付種物芽を出し申儀に在之事

一、彼岸前田畑コヤシ引賦用水江溝苗代拵屋敷園等まで取支舞可申事

一、彼岸に入七日の内に種ひやし可申候草下根を催す時節に候故種此時をはつし候ては不宜候間彼岸にひやし可申事

一、土用に入草此時より芽を出す時節故土用八日より三日までの内種上げ可申候、春陽氣薄く種蒴兼候共きはれ申候得ば蒔込少しも不苦ものに候間土用中蒔込可申事

一、土用より種蒔三十三日の内に苗蒴出植立候定日在之候然れ共上所下所に寄り五七日遅速可有之候事

一、田植付は半夏十日前植付仕舞可申候、半夏に入候得ば苗の根に付粃六日目に落申候依之半夏は苗拾日と申候、半夏前に植付候へば肥立早く實入宜く有之候半夏後に植付候へば草立宜しく見得候共實入不足批勝に罷成候間向後半夏前に植仕舞可申候事

一、田植付より二十日に草取立候得ば土用前に一番草取仕舞二番草土用に入五七日中に取仕舞候までは不苦候此節稻ふし立候に付半土用前に草仕舞不申候得ば稻痛申候尤秋生致し實入不宜候間右之通草取仕舞可相候事

一、半夏十日前に植付仕舞半土用此日よりふし立二十一日目に穂出七日目に花納る日積りに在之候、年に大切の時分二百十日に相當候事故随分植付急ぎ可申事

一、彼岸は世話の譬に春彼岸は父秋彼岸は母と云ふ如く春父の種を下し母養育いたし秋は實りて穂を刈る自然の道理なり此の節を違ひ申聞敷事 (以下略)

寛政八年村山郡柏倉領代官瀧小右衛門管下郷村に訓諭して飢歲に豫備せしめたるが其の一條に(山形縣史)

一、當國は雪國の儀に付、雪解後纔ならずは耕作の間無之事に付兼て村々如才も有之間敷候得共、當辰年之儀季候惠儀にも無之候得共舊冬寒中雪も無之暖氣有之候處早春は雪も度々降余寒強く候に付當辰年之季候如何有之哉未だ早春之儀

に付難斗候得共世俗に雪は豊年之貢物與申候得共可降時節寒中雪無之春雪は萬一麥作紅花杯之差障り其外諸作之ためには善惡如何可有之候哉年中の心配り有度事に候、勿論凶作飢饉之儀は稀成事に候得共出羽國之儀は海邊へ遠く何方へ罷越候にも山坂難所にて米穀者勿論諸品融通不自由の國柄故萬一凶作飢饉之節之心掛無之候而は其年に至り心掛候ても詮無之事故何卒平常無難の年に心掛候は、自ら百姓難儀不致事に付云々」

(二) 晩稻栽培禁止令

晩稻栽培は收量に於て最も多けれ共冷害奇立の危険大なるが故に小收穫安全の法として早稻栽培を奨励せり。寶曆十一年の山形縣北村山郡田麥野村文書に「當村稻作早稻白稻作り申候」とあり明和七年の山形縣西村山郡柴橋村文書にも「雪解冷水相掛り勿論雪霜早降仕候故穀取不宜候。而も早稻計り相作り申候」然るに兎角多收穫の晩稻栽培の危険に趨りて凶作の甚大なる打撃を蒙むれるが故に、凶作後には各藩必ず晩稻禁止令を出し、甚しきは品種を指定して晩稻嚴禁、若し聽かずして晩稻を栽培して凶作に遭遇せる者は苛責なく貢納を徴收して些かも毛引せず、嚴科さへ申付けたるもありけり。文政八年新庄領郷村に布令「前々より奥稻作り候儀御法度被仰出候處近年奥稻勝に作り候様被爲及御聞今度御嚴重被仰付候段奉畏候、依之來戊之年より早稻計り作り候様御百姓共へ急度申聞候依之書付奉差上候」(山形縣史)天保年間の南部領「植付後出穂の頃老人肝煎共村々見廻り申付萬一心得違の者仙臺豊後は勿論其外奥稻の稻植付候は、見通り御御檢見之節相顯候事故御糺之上植付候者急度稠敷被仰付老人煎等閑の取扱故重き過料仰付候事」

(ハ) 經營の改良

岩手縣一ノ關藩の人武部清庵曰く「譬へば二百五十貫文の村にて土地の廣狹田畑の良薄山谷の違ひにて其の品變りあるべけれど田畠各百二十五貫文宛ある地にての積りにての説なり。先づ五貫文宛の高を一組とし五百文や百文の百姓を合せ五貫文の高なる様にするなり。三ヶ年に棗二百株、桑二百株、柿二百株、栗二百株五貫文の高にて右四木の數凡そ八百株なり。二百五十貫の村にては四木惣數四萬株を植へ油斷なく心を盡しすれば栗と桑は四五年過ぐれば利益見ゆるなり。棗、柿も七八年目には實を結ぶべし。十ヶ年後には四木共に利潤あるなり。其の時肝煎組頭相談して右四木より年貢を出さしむべし。之は凶年の備の夫食を買ふ用をなし、又麥、粟、稗等の類を買ひ十ヶ年貯ふれば千三百俵となる」と。福島縣伊達領に於ては「一、上田には中稻晩稻を仕付可申事。一、中田、下田へは早稻を仕付可申事。一、晩稻は種取と心得可申、其の内坊主稻は晩稻の中にも生來柔弱にして風雨の障り多く候に付決して植付申聞敷事。一、稗の儀は第一凶年の備に相成候に付仕付方被仰付置候」(佐々木五郎兵衛文書)其の外津輕信政は寶永五年「荒田畑へ陸稻を試作」せしめ仙臺、南部等の諸藩にては稗田を作り且其の貢納を免除し、又天明の飢饉に津輕信明は在來品種を基本とし適地適種の品種改良に精進すべき旨の訓令を出せり。而して凶作の危険を分散的に負擔せしめんが爲には勢ひ畑作經營、山林經營、牛馬奨励等をなさざるを得ず。殊に畑作物として麥、稗、馬鈴薯等の救荒食物は其の栽培を大いに奨励し、粟、柿、梅等の果樹及養蠶のための桑樹栽培も亦力を注げり。山林經營としては凶歉に際して之を解放する半面に、樹種を選定して榛、楮、杉、松、檜等を植へて國益増進を圖り、民力の充實と備荒の完璧を期したり。例へば福島縣會津藩の布令に「柳の木は風防ながら宅邊に植置くべし、棗、粟、樺、柿類又食料となるべき草木間地に植うるべし。又杉、松、竹林の類も植へ總じて山には樹木繁茂せしむべし」牛馬奨励の爲には平素之が輸出を禁止し厚き保護を加へ、凶歉の際も堅く捨馬を禁じ、極力之が堅實なる發達を期して農家の收入源たらしむることを圖れり。

(二) 人口の増加

(一) 赤子の養育

墮胎及嬰兒陰殺は各藩に於て公然の秘密なりき。二人以上三人に至れば「子返し」又は「間引き」と稱して胎兒を陰殺せり。斯る弊風を打破し、赤子を養育して人口増加政策を執るは各藩共通の施政方針なりき。即ち福島縣白河城主松平樂翁は有名なる「子孫繁昌手引草」を領内鄉村に配布し、育てる者は極樂に、殺す者は地獄に行くの繪圖に説明を附して各農家に諭し福島縣塙代官寺西重次郎も亦「勸善懲惡手引草」を配布し、進んで一人若干の養育料を交付せるもありたり。天保年間宮城縣白石藩に於ては「赤子養育指導役」なるものを置き、常に妊婦の監視と胎兒の保護を圖れりと云ふ。「赤子を押し返し候惡風相除候様被遊度旨被仰出段々御指導被成下御城下並在々共心得違ひの者無之様前々より被相觸置候。下略」

(二) 移住者の募集

青森縣津輕藩に於ては享和二年十一月十八日移民募集に關し「越後信濃邊は人多の國にて他領奉公稼等に出候者も御座候由承り及候に付田畑不足の處は他領へ移住の者も可有御座候哉と在歸國人迎登の者三年去春秋田南部仙台右國々の内手寄の處並越後信濃は善光寺邊迄手分差登密々談合仕り呼下方被仰付候」又福島縣相馬藩に於ては天保飢饉後先づ百餘人の女子移民を募り更に加賀越後等より秘密裡に一萬人に近き移民を募集したりと云ふ。如此獨り流亡他散者の歸國獎勵に止らずして、他領移住を嚴禁せられありしにも拘らず危險を覺悟の上多くは宗教の假面に隠れ、あらゆる有利條件を提示して移住者の積極的募集

を圖るに汲々たりしは人口増加政策が如何に切實なる問題たりしかを推知するに足らん。殊に凶作飢饉のために各藩とも婦女の不足を生じ、男女の均衡を缺けるが故に壯年者の結婚難を生じ、例へば會津藩に於ける他邦不出留物「蠟、漆、紙、菓鷹、鉛、駒、女、熊皮、此の八品古來より制禁御留物に候」とあとが如く、婦女の移住を嚴禁すると同時に、他邦よりは禁を破りて極秘裡に移住を圖りたるものなり。

(本) 開墾の獎勵

(一) 逃散者の連戻

凶歉のため他領に逃散したる百姓に對し「奥州羽州村々百姓家内召連欠落致候者有之候處右体の者有之候はゞ其村に不置置早々居村へ相返し候様後日に相知候節は其筋之役人無念之筋にも可相成候間此旨相心得、銘々役人共へ早々申遣右体之儀無之様可取計旨被仰渡奉畏候」(天明六年、山形縣史)「天保五年三月十五日昨已年御國元凶荒に付他散之百姓町人江戸表迄參候者共五十七人取締人同道差下候旨道中奉行へ御届出る」(津輕舊記類)而して歸還者の再開墾に關しては「困窮村々之儀に付荒所作付仕候はゞ相應に缺下御免も可被仰付、其上作夫食、農具種代等相應に貸付被仰付、居所當惑仕候類は住家之御手當も可被成下其上彌作付御請仕候は、他所に應し免下の儀も被仰立被下候」(歸國人働方難相成分斗其秋熟作迄の内一人に付一日一合づ、御手當米被下候事)(青森縣史)

(二) 新百姓取立

東北各藩が競ひて越後、加賀、信濃等より移住者募集をなしたるは前述の如し。福島縣中村町の相馬藩に於ては之等の新規百姓を新百姓と稱し夫食、農具、種代等を交付し、諸税を免除し、大いに優遇の道を講じて荒廢地の再開墾と新規開墾を奨励せり。即ち「新百姓取立覺」に依れば

- 一、向十ヶ年目に一人にて高三百石以下開發にては難相除一人え千石迄は可相濟候事
- 一、五ヶ年荒地に六ヶ年目より其村に年貢上納可仕

但小作百姓よりは初年より少し宛年貢取立候共不苦候。六ヶ年目よりは村免にて取立可申候

- 一、年來の荒地に付新竿入にて可相渡候事

- 一、夫役高は小作百姓にて可相働 但十ヶ年の間は夫役高役御免

- 一、小作百姓には御當地のものは不被相立候自分物入にて他所入百姓立可申事

- 一、小屋掛竹木は可被下事 但松並遠山の栗拾紙にて自分取の事。竹も指紙にて自分取可仕候

- 一、家作入用の木、植立のため年貢山望次第御領地主へ可被相渡事

(三) 藩士の土着

荒田開發の爲に藩士の土着を許せることも亦一再に止まらざりき。例へば津輕藩に於ては天明四年十二月二十八日「此度廢田多有之候に付御家中在宅いたし廢田等取立之存念之族有之段被爲及御聞尤之儀に被思召候御給祿の高に應じ地面割後在宅被仰付候間勝手次第可被申出候。尤余力有之族は望次第割後被仰付候。右之分者來秋御收納可被仰付候。猶郡奉行へ被仰付候間可被申談候乍去此節御手續不被爲届御難澁之御場合に候得ば引越其外入用に付御手被願前線等之儀申出候ても不被仰付候。御扶

持方御手當等の儀は是迄の通猶出作之上御沙汰可被仰付候且勤仕之儀も來一ヶ年御用捨可被仰付候。此上は急度成功相立候様可被致候若又心得違之族勤仕無之利慾之筋而已にて人情相亂し山林野澤を荒候儀於有之は急度可被懸御糺明候」翌天明五年二月耕耘仕込世話方を置き、廢田開墾を一々統制の下に置き計畫的に實施したり。(青森縣史)

(四) 別家新戸の解禁

寛政十年八月十一日「郡奉行勘定奉行申出候在方新規竈立張に仕候儀御停止に御座候得共去る卯年大凶作にて家數過半相減申候間年齢人數に不拘別宅願申出の分は被仰付精々開墾に従事せしむる様」(青森縣史)

(へ) 其他

(一) 人物の登用

「連年凶荒打續き御政事亦權略を以て其の時々を凌ぎ來り準て人物を登用するもその勢自ら才を先にし徳を後にするの弊なき能はず、故に追々御借財のみ相嵩み上下困難を極め殆ど救ふべからざる場合に立至る。公立ち給ひて津輕多膳を起して御家老に復仕し、工藤傳兵衛を御用人に復し本多東作を擧て御用人にせられ經國の御着目信明公天明凶荒の後を享けられ御儉徳を以て年來の頽沈を挽回せられたる御洪基に倣ひ云々」(津輕興業誌) 即ち名君の下に必ず賢相の補佐あり、上杉鷹山に於ける竹股當綱、荏戸善政が如き酒井忠徳に於ける本間光丘、白井矢太夫の如し。蓋し人材は一朝にして得られず、得んには之れ非常の時ならざるべからず。而して非常時は人物の希求頗る熾烈なれば賢愚自ら忽ち判明す。従つて名君は容易に賢相を登用し

之を座右にして諸般の對策に最善を期し治蹟を後昆に垂るゝを得たり。

(二) 内政の大改革

非常の時に非ざれば徹底的なる改革を斷行すること能はず、況んや積弊久しきに亘るに於ておや、津輕信政が藩士の大淘汰と給祿の大節減を斷行したるは元祿七八年大飢饉後にして上杉鷹山、酒井忠徳、佐竹義敦、津輕信明が一汁一菜を自ら實踐し勝手元の經費に大縮減を行ひ、藩士の給祿に大削減を加へたるは天明三年より九年に亘る大飢饉の際なりき。而も當時佐竹義敦三十六歳、上杉鷹山三十三歳、酒井忠徳二十九歳、松平定信二十六歳、津輕信明二十二歳、何れも少壯氣鋭の青年藩主にし、内政改革の大斧鉞を下すには誠に其人を得たりしと云ふも過言に非ず。

昭和十年九月二十日印刷
昭和十年九月三十日發行

(非賣品)

積雪地方農村經濟調査所

印刷人 山形市七日町新道 五十嵐直吉
印刷所 山形市七日町新道 山形活版社

積雪地方農村經濟調查所

既刊報告書目錄

番號	名	稱	刊行年月
一	昭和八年度事業成績概要		昭和九年七月
二	積雪地方農山漁村經濟更生協議會要錄 計畫及雪害防除に關する		同 年十一月
三	一道十縣經濟更生及副業主任官會議要錄		同 上
四	積雪地方農家々屋及農村共同作業場設計に關する調査		同 上
五	積雪の密度及含有物に關する調査		同 上
六	昭和九年度事業成績概要		昭和十年九月
七	昭和九年積雪調査		同 上
八	東北地方凶作に關する史的調査		同 上
九	東北地方農家經濟調査(山形縣最上郡 新庄町字中山)		同 上

終